

土木工事施工管理基準

令和 7 年 8 月

広島県

目次

1. 目的	1
2. 適用	1
3. 構成	1
4. 管理の実施	1
5. 管理項目及び方法	2
(1) 工程管理	2
(2) 出来形管理	2
(3) 品質管理	2
6. 規格値	2
7. その他	2
(1) 工事写真	2
(2) 情報化施工	3
(3) 3次元データによる出来形管理	3
(4) 施工箇所が点在する工事	3
8. 出来形管理基準及び規格値（案）	4
9. 品質管理基準及び規格値	222
(1) 目的	222
(2) 品質管理基準及び規格値	222
10. [参考資料]	276
(1) 計測の目的	276
(2) 計測の要領	276
(3) 結果の報告	276
(4) 試験後のボルトの処置	276
(ロックボルトの引抜試験方法)	276
(1) 引抜試験準備	276
(2) 引抜試験	276
(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項	277

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版、1-1-1-26 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、広島県が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³ 以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号、国総公第 133 号）による。ただし、「TS を用いた出来形管理要領（土工編）」は「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第 2 編（土工編）」に読み替えるものとし、「TS を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TS を用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

(3) 3 次元データによる出来形管理

ICT 施工において、3 次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう 3 次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を 3 次元空間上に再現するために必要なデータである。

(4) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

8. 出来形管理基準及び規格値

第1編 共通編

第2章 土工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	
第2条 堀削工.....	36
堀削工.....	36
堀削工（面管理の場合）.....	37
堀削工（水中部）（面管理の場合）.....	38
第3条 盛土工.....	38
盛土工.....	38
盛土（面管理の場合）.....	39
第4条 補強土壁工.....	40
補強土壁工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土壁工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法）.....	40
第5条 法面整形工.....	40
法面整形工（盛土部）.....	40
第6条 堤防天端工.....	40
堤防天端工.....	40
第4節 道路土工	
第2条 堀削工.....	41
堀削工.....	41
堀削工（面管理の場合）.....	42
第3条 路体盛土工.....	43
第4条 路床盛土工.....	43
路体盛土工.....	43
路床盛土工.....	43
路体盛土工（面管理の場合）.....	44
路床盛土工（面管理の場合）.....	44
第5条 法面整形工.....	45
法面整形工（盛土部）.....	45
第3章 無筋、鉄筋コンクリート	
第7節 鉄筋工	
第4条 組立て.....	45
組立て.....	45

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第3節 共通の工種	
第4条 矢板工.....	46
矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）（鋼矢板）（コンクリート矢板）（広幅鋼矢板）（可とう鋼矢板）.....	46
第5条 縁石工.....	46
縁石工（縁石・アスカーブ）.....	46
第6条 小型標識工.....	46
小型標識工.....	46
第7条 防止柵工.....	47
防止柵工（立入防止柵）（転落（横断）防止柵）（車止めポスト）.....	47

第 8 条	路側防護柵工	47
	路側防護柵工（ガードレール）	47
	路側防護柵工（ガードケーブル）	47
第 9 条	区画線工	48
	区画線工	48
	区画線工（溶融式カラー塗装）	48
第 10 条	道路付属物工	48
	道路付属物工（視線誘導標）（距離標）	48
	道路付属物工（防草シート）	49
第 11 条	コンクリート面塗装工	49
	コンクリート面塗装工	49
第 12 条	プレテンション桁製作工	50
	プレテンション桁製作工（購入工）（けた橋）	50
	プレテンション桁製作工（購入工）（スラブ桁）	50
第 13 条	ポストテンション桁製作工	51
	ポストテンション桁製作工	51
	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	51
第 14 条	プレキャストセグメント主桁組立工	51
	プレキャストセグメント主桁組立工	51
第 15 条	PC ホロースラブ製作工	52
	PC ホロースラブ製作工	52
第 16 条	PC 箱桁製作工	52
	PC 箱桁製作工	52
	PC 押出し箱桁製作工	53
第 17 条	根固めブロック工	53
	根固めブロック工	53
第 18 条	沈床工	54
	沈床工	54
第 19 条	捨石工	54
	捨石工	54
第 22 条	階段工	54
	階段工	54
第 24 条	伸縮装置工	54
	伸縮装置工（ゴムジョイント）	54
	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	55
	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	55
第 26 条	多自然型護岸工	55
	多自然型護岸工（巨石張り、巨石積み）	55
	多自然型護岸工（かごマット）	55
第 27 条	羽口工	56
	羽口工（じやかご）	56
	羽口工（ふとんかご、かご枠）	56
第 28 条	プレキャストカルバート工	56
	プレキャストカルバート工（プレキャストボックス工）（プレキャストパイプ工）	56
第 29 条	側溝工	57
	側溝工（プレキャストU型側溝）（L型側溝工）（自由勾配側溝）（管渠）	57
	側溝工（場所打水路工）	57
	側溝工（暗渠工）	57
第29 条	側溝工	58
	小段排水工	58

縦排水工.....	58
張コンクリート工.....	58
第30条 集水樹工.....	59
集水樹工.....	59
第31条 現場塗装工.....	59
現場塗装工.....	59
土工（遮水シート）.....	60
端止工.....	60
橋梁補修工（ひび割れ補修工）.....	60
橋梁補修工（断面修復工）.....	60
<hr/>	
第4節 基礎工	
第1条 一般事項.....	61
一般事項（切込砂利）（割ぐり石基礎工）（均しコンクリート）.....	61
第3条 基礎工.....	61
基礎工（護岸）（現場打）.....	61
基礎工（護岸）（プレキヤスト）.....	62
第4条 既製杭工.....	62
既製杭工（既製コンクリート杭）（鋼管杭）（H鋼杭）.....	62
既製杭工（鋼管ソイルセメント杭）.....	62
第5条 場所打杭工.....	62
場所打杭工.....	62
第6条 深基礎工.....	63
深基礎工.....	63
第7条 オープンケーション基礎工.....	63
オープンケーション基礎工.....	63
第8条 ニューマチックケーション基礎工.....	63
ニューマチックケーション基礎工.....	63
第9条 鋼管矢板基礎工.....	64
鋼管矢板基礎工.....	64
<hr/>	
第5節 石・ブロック積（張）工	
第3条 コンクリートブロック工.....	64
コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）（コンクリートブロック張り）.....	64
コンクリートブロック工（連続ブロック張り）.....	64
コンクリートブロック工（天端保護ブロック）.....	65
コンクリートブロック工（天端コンクリート）.....	65
第4条 緑化ブロック工.....	65
緑化ブロック工.....	65
第5条 石積（張）工.....	66
石積（張）工.....	66
<hr/>	
第6節 一般舗装工	
橋面防水工（シート系床版防水層）.....	67
橋面防水工.....	68
第7条 アスファルト舗装工.....	69
アスファルト舗装工（下層路盤工）.....	69
アスファルト舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）.....	70
アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工.....	71
アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）.....	72
アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工.....	73
アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）.....	74

アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	75
アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	76
アスファルト舗装工 (基層工)	77
アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	78
アスファルト舗装工 (表層工)	79
アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	80
第 8 条 半たわみ性舗装工	81
半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	81
半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	82
半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	83
半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	84
半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	85
半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	86
半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	87
半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	88
半たわみ性舗装工 (基層工)	89
半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	90
半たわみ性舗装工 (表層工)	91
半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	92
第 9 条 排水性舗装工	93
排水性舗装工 (下層路盤工)	93
排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	94
排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	95
排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	96
排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	97
排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	98
排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	99
排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	100
排水性舗装工 (基層工)	101
排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	102
排水性舗装工 (表層工)	103
排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	104
第 10 条 透水性舗装工	105
透水性舗装工 (路盤工)	105
透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	106
透水性舗装工 (表層工)	107
透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	108
透水性舗装工 (フィルター層)	109
第 11 条 グースアスファルト舗装工	110
グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	110
グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	111
グースアスファルト舗装工 (基層工)	112
グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	113
グースアスファルト舗装工 (表層工)	114
グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	115
第 12 条 コンクリート舗装工	116
コンクリート舗装工 (下層路盤工)	116
コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	117
コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	118
コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	119

コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	120
コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	121
コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	122
コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	123
コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	124
コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	125
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工.....	126
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	127
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工.....	128
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	129
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	130
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	131
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層.....	132
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	133
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	134
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	135
第 13 条 薄層カラー舗装工	136
薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	136
薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工.....	136
薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工.....	137
薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	137
薄層カラー舗装工 (基層工)	137
第 14 条 ブロック舗装工	138
ブロック舗装工 (下層路盤工)	138
ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工.....	138
ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工.....	139
ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	139
ブロック舗装工 (基層工)	139
第 15 条 路盤切削工	140
路盤切削工	140
路盤切削工 (面管理の場合)	140
第 16 条 舗装打換え工	140
舗装打換え工	140
第 17 条 オーバーレイ工	141
オーバーレイ工	141
オーバーレイ工 (面管理の場合)	141
第 7 節 地盤改良工	
第 2 条 路床安定処理工	142
路床安定処理工	142
第 3 条 置換工	142
置換工	142
第 4 条 表層安定処理工	143
表層安定処理工 (サンドマット海上)	143
表層安定処理工 (ICT 施工の場合)	143
第 5 条 パイルネット工	143
パイルネット工	143
第 6 条 サンドマット工	144
サンドマット工	144
第 7 条 パーチカルドレーン工	144

第 8 条 締固め改良工	144
バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	144
締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	144
第 9 条 固結工	145
固結工 (粉体噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	145
固結工 (スラリー攪拌工)	145
固結工 (中間混合処理)	146
<hr/>	
第 10 節 仮設工	
第 5 条 土留・仮締切工	146
土留・仮締切工 (H 鋼杭) (鋼矢板)	146
土留・仮締切工 (アンカーアーク)	147
土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	147
土留・仮締切工 (締切盛土工)	147
土留・仮締切工 (中詰盛土)	147
第 9 条 地中連続壁工	148
地中連続壁工 (壁式)	148
地中連続壁工 (柱列式)	148
第 22 条 法面吹付工	3-2-14-3 吹付工を準用
<hr/>	
第 11 節 軽量盛土工	
第 2 条 軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
<hr/>	
第 12 節 工場製作工共通	
第 1 条 鋳造費	148
鋳造費 (金属支承工)	148
鋳造費 (金属支承工)	149
鋳造費 (大型ゴム支承工)	150
仮設材製作工	150
刃口金物製作工	150
第 3 条 柄製作工	151
柄製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	151
柄製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	152
柄製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	153
第 4 条 検査路製作工	156
検査路製作工	156
第 5 条 鋼製伸縮継手製作工	156
鋼製伸縮継手製作工	156
第 6 条 落橋防止装置製作工	157
落橋防止装置製作工	157
第 7 条 橋梁用防護柵製作工	157
橋梁用防護柵製作工	157
第 8 条 アンカーフレーム製作工	157
アンカーフレーム製作工	157
第 9 条 プレビーム用柄製作工	158
プレビーム用柄製作工	158
第 10 条 鋼製排水管製作工	158
鋼製排水管製作工	158
第 11 条 工場塗装工	159

工場塗装工.....	159
第13節 橋梁架設工	
第1条 架設工.....	160
架設工（鋼橋）（クレーン架設）（ケーブルクレーン架設）（ケーブルエレクション架設） （架設桁架設）（送出し架設）（トラベラークレーン架設）.....	160
架設工（コンクリート橋）（クレーン架設）（架設桁架設）架設工支保工（固定）（移動） 架設桁架設（片持架設）（押出し架設）.....	161
第14節 法面工共通	
第2条 植生工.....	161
植生工（種子散布工）（張芝工）（筋芝工）（市松芝工）（植生シート工）（植生マット工） （植生筋工）（人工張芝工）（植生穴工）.....	161
植生工（植生機材吹付工）（客土吹付工）.....	162
第3条 吹付工.....	163
吹付工（コンクリート）（モルタル）.....	163
第4条 法枠工.....	164
法枠工（現場打法枠工）（現場打吹付法枠工）.....	164
法枠工（プレキャスト法枠工）.....	164
第6条 アンカー工.....	164
アンカー工.....	164
第15節 擁壁工共通	
第1条 場所打擁壁工.....	165
場所打擁壁工.....	165
第2条 プレキャスト擁壁工.....	165
プレキャスト擁壁工.....	165
第3条 補強土壁工.....	166
補強土壁工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）.....	166
第4条 井桁ブロック工.....	166
井桁ブロック工.....	166
第16節 浚渫工共通	
第3条 浚渫船運転工.....	167
浚渫船運転工（バックホウ浚渫船）（面管理の場合）.....	168
第18節 床版工	
第2条 床版工.....	168
床版工.....	168
第6編 河川編	
第1章 築堤・護岸	
第3節 軽量盛土工	
第2条 軽量盛土工.....	1-2-4-3 路体盛土工を準用
第4節 地盤改良工	
第2条 表層安定処理工.....	3-2-7-4 表層安定処理工を準用
第3条 パイルネット工.....	3-2-7-5 パイルネット工を準用
第4条 バーチカルドレーン工.....	3-2-7-7 バーチカルドレーン工を準用
第5条 締固め改良工.....	3-2-7-8 締固め改良工を準用
第6条 固結工.....	3-2-7-9 固結工を準用
第5節 護岸基礎工	
第3条 基礎工.....	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用

第4条 矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
<hr/>	
第6節 矢板護岸工	
第3条 笠コンクリート工.....	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
第4条 矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
<hr/>	
第7節 法覆護岸工	
第3条 コンクリートブロック工.....	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第4条 護岸付属物工.....	169 護岸付属物工.....
第5条 緑化ブロック工.....	3-2-5-4 緑化ブロック工を準用
第6条 環境護岸ブロック工.....	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第7条 石積（張）工.....	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第8条 法枠工.....	3-2-14-4 法枠工を準用
第9条 多自然型護岸工.....	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用 多自然型護岸工（巨石張り）..... 多自然型護岸工（巨石積み）..... 多自然型護岸工（かごマット）.....
第10条 吹付工.....	3-2-14-3 吹付工を準用
第11条 植生工.....	3-2-14-2 植生工を準用
第12条 覆土工.....	1-2-3-5 法面整形工を準用
第13条 羽口工.....	3-2-3-27 羽口工を準用 羽口工（じやかご）..... 羽口工（ふとんかご）..... 羽口工（かご枠）..... 羽口工（連節ブロック張り）.....
<hr/>	
第8節 擁壁護岸工	
第3条 場所打擁壁工.....	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第4条 プレキャスト擁壁工.....	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用
<hr/>	
第9節 根固め工	
第3条 根固めブロック工.....	3-2-3-17 根固めブロック工を準用
第5条 沈床工.....	3-2-3-18 沈床工を準用
第6条 捨石工.....	3-2-3-19 捨石工を準用
第7条 かご工.....	3-2-3-27 羽口工を準用 かご工（じやかご）..... かご工（ふとんかご）.....
<hr/>	
第10節 水制工	
第3条 沈床工.....	3-2-3-18 沈床工を準用
第4条 捨石工.....	3-2-3-19 捨石工を準用
第5条 かご工.....	3-2-3-27 羽口工を準用 かご工（じやかご）..... かご工（ふとんかご）.....
第8条 杣出し水制工.....	169 杭出し水制工.....
<hr/>	
第11節 付帯道路工	
第3条 路側防護柵工.....	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第5条 アスファルト舗装工.....	3-2-6-7 アスファルト舗装工を準用
第6条 コンクリート舗装工.....	3-2-6-12 コンクリート舗装工を準用
第7条 薄層カラー舗装工.....	3-2-6-13 薄層カラー舗装工を準用

第 8 条 ブロック舗装工.....	3-2-6-14 ブロック舗装工を準用
第 9 条 側溝工.....	3-2-3-29 側溝工を準用
第 10 条 集水樹工.....	3-2-3-30 集水樹工を準用
第 11 条 縁石工.....	3-2-3-5 縁石工を準用
第 12 条 区画線工.....	3-2-3-9 区画線工を準用
<hr/>	
第 12 節 付帯道路施設工	
第 3 条 道路付属物工.....	3-2-3-10 道路付属物工を準用
第 4 条 標識工.....	3-2-3-6 小型標識工を準用
<hr/>	
第 13 節 光ケーブル配管工	
第 3 条 配管工.....	169
配管工.....	169
第 4 条 ハンドホール工.....	170
ハンドホール工.....	170
<hr/>	
第 2 章 浚渫（川）	
<hr/>	
第 2 節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	
第 2 条 浚渫船運転工（民船・官船）	3-2-16-3 浚渫船運転工を準用
<hr/>	
第 3 節 浚渫工（グラブ浚渫船）	
第 2 条 浚渫船運転工.....	3-2-16-3 浚渫船運転工を準用
<hr/>	
第 4 節 浚渫工（パックホウ浚渫船）	
第 2 条 浚渫船運転工.....	3-2-16-3 浚渫船運転工を準用
浚渫船運転工.....	3-2-16-3 浚渫船運転工を準用
浚渫船運転工（面管理の場合）	3-2-16-3 浚渫船運転工を準用
<hr/>	
第 3 章 桶門・樋管	
<hr/>	
第 3 節 軽量盛土工	
第 2 条 軽量盛土工.....	1-2-4-3 路体盛土工を準用
<hr/>	
第 4 節 地盤改良工	
第 2 条 固結工.....	3-2-7-9 固結工を準用
<hr/>	
第 5 節 桶門・樋管本体工	
第 3 条 既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第 4 条 場所打杭工.....	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第 5 条 矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
第 6 条 函渠工.....	170
函渠工（本体工）	170
函渠工（ヒューム管）（PC 管）（コルゲートパイプ）（ダクタイル鉄管）	170
函渠工（PC 函渠）	3-2-3-28 プレキャストカルバート工を準用
第 7 条 翼壁工.....	171
第 8 条 水叩工.....	171
翼壁工.....	171
水叩工.....	171
<hr/>	
第 6 節 護床工	
第 3 条 根固めブロック工.....	3-2-3-17 根固めブロック工を準用
第 5 条 沈床工.....	3-2-3-18 沈床工を準用
第 6 条 捨石工.....	3-2-3-19 捨石工を準用
第 7 条 かご工.....	3-2-3-27 羽口工を準用

かご工（じやかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
かご工（ふとんかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
<hr/>		
第7節 水路工		
第3条 側溝工.....	3-2-3-29	側溝工を準用
第4条 集水桟工.....	3-2-3-30	集水桟工を準用
第5条 暗渠工.....	3-2-3-29	暗渠工を準用
第6条 橋門接続暗渠工.....	3-2-3-28	プレキヤストカルバート工を準用
<hr/>		
第8節 付属物設置工		
第3条 防止柵工.....	3-2-3-7	防止柵工を準用
第7条 階段工.....	3-2-3-22	階段工を準用
<hr/>		
第4章 水門		
<hr/>		
第3節 工場製作工		
第3条 构製作工.....	3-2-12-3	构製作工を準用
第4条 鋼製伸縮継手製作工.....	3-2-12-5	鋼製伸縮継手製作工を準用
第5条 落橋防止装置製作工.....	3-2-12-6	落橋防止装置製作工を準用
第6条 鋼製排水管製作工.....	3-2-12-10	鋼製排水管製作工を準用
第7条 橋梁用防護柵製作工.....	3-2-12-7	橋梁用防護柵製作工を準用
第9条 仮設材製作工.....	3-2-12-1	仮設材製作工を準用
第10条 工場塗装工.....	3-2-12-11	工場塗装工を準用
<hr/>		
第5節 軽量盛土工		
第2条 軽量盛土工.....	1-2-4-3	路体盛土工を準用
<hr/>		
第6節 水門本体工		
第4条 既製杭工.....	3-2-4-4	既製杭工を準用
第5条 場所打杭工.....	3-2-4-5	場所打杭工を準用
第6条 矢板工（遮水矢板）	3-2-3-4	矢板工を準用
第7条 床版工.....	171	
第8条 壁柱工.....	171	
第9条 門柱工.....	171	
第10条 ゲート操作台工.....	171	
第11条 胸壁工.....	171	
床版工.....	171	
壁柱工.....	171	
門柱工.....	171	
ゲート操作台工.....	171	
胸壁工.....	171	
第12条 翼壁工.....	6-3-5-7	翼壁工を準用
第13条 水叩工.....	6-3-5-8	水叩工を準用
<hr/>		
第7節 護床工		
第3条 根固めブロック工.....	3-2-3-17	根固めブロック工を準用
第5条 沈床工.....	3-2-3-18	沈床工を準用
第6条 捨石工.....	3-2-3-19	捨石工を準用
第7条 かご工.....	3-2-3-27	羽口工を準用
かご工（じやかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
かご工（ふとんかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
<hr/>		
第8節 付属物設置工		
第3条 防止柵工.....	3-2-3-7	防止柵工を準用

第 8 条	階段工.....	3-2-3-22 階段工を準用
<hr/>		
第 9 節	鋼管理橋上部工	
第 4 条	架設工（クレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 5 条	架設工（ケーブルクレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 6 条	架設工（ケーブルエレクション架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 7 条	架設工（架設桁架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 8 条	架設工（送出し架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 9 条	架設工（トラベラークレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 10 条	支承工.....	10-4-5-10 支承工を準用
<hr/>		
第 10 節	橋梁現場塗装工	
第 2 条	現場塗装工.....	3-2-3-31 現場塗装工を準用
<hr/>		
第 11 節	床版工	
第 2 条	床版工.....	3-2-18-2 床版工を準用
<hr/>		
第 12 節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	
第 2 条	伸縮装置工.....	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 4 条	地覆工.....	10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条	橋梁用防護柵工.....	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条	橋梁用高欄工.....	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条	検査路工.....	10-4-8-8 検査路工を準用
<hr/>		
第 14 節	コンクリート管理橋上部工（PC 橋）	
第 2 条	プレテンション桁製作工（購入工）	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）を準用
第 3 条	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13 ポストテンション桁製作工を準用
第 4 条	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	3-2-3-14 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）を準用
第 5 条	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工を準用
第 6 条	支承工.....	10-4-5-10 支承工を準用
第 7 条	架設工（クレーン架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 8 条	架設工（架設桁架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 9 条	床版・横組工.....	3-2-18-2 床版工を準用
第 10 条	落橋防止装置工.....	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
<hr/>		
第 15 節	コンクリート管理橋上部工（PC ホロースラブ橋）	
第 3 条	支承工.....	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条	落橋防止装置工.....	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 5 条	PC ホロースラブ製作工.....	3-2-3-15 PC ホロースラブ製作工を準用
<hr/>		
第 16 節	橋梁付属物工（コンクリート橋）	
第 2 条	伸縮装置工.....	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 4 条	地覆工.....	10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条	橋梁用防護柵工.....	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条	橋梁用高欄工.....	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条	検査路工.....	10-4-8-8 検査路工を準用
<hr/>		
第 18 節	舗装工	
第 5 条	アスファルト舗装工.....	3-2-6-7 アスファルト舗装工を準用
第 6 条	半たわみ性舗装工.....	3-2-6-8 半たわみ性舗装工を準用
第 7 条	排水性舗装工.....	3-2-6-9 排水性舗装工を準用
第 8 条	透水性舗装工.....	3-2-6-10 透水性舗装工を準用
第 9 条	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11 グースアスファルト舗装工を準用

第10条	コンクリート舗装工	3-2-6-12	コンクリート舗装工を準用
第11条	薄層カラー舗装工	3-2-6-13	薄層カラー舗装工を準用
第12条	ブロック舗装工	3-2-6-14	ブロック舗装工を準用

第5章 堀

第3節 工場製作工

第3条	刃口金物製作工	3-2-12-1	刃口金物製作工を準用
第4条	桁製作工	3-2-12-3	桁製作工を準用
第5条	検査路製作工	3-2-12-4	検査路製作工を準用
第6条	鋼製伸縮継手製作工	3-2-12-5	鋼製伸縮継手製作工を準用
第7条	落橋防止装置製作工	3-2-12-6	落橋防止装置製作工を準用
第8条	鋼製排水管製作工	3-2-12-10	鋼製排水管製作工を準用
第9条	プレビーム用桁製作工	3-2-12-9	プレビーム用桁製作工を準用
第10条	橋梁用防護柵製作工	3-2-12-7	橋梁用防護柵製作工を準用
第12条	アンカーフレーム製作工	3-2-12-8	アンカーフレーム製作工を準用
第13条	仮設材製作工	3-2-12-1	仮設材製作工を準用
第14条	工場塗装工	3-2-12-11	工場塗装工を準用

第5節 軽量盛土工

第2条	軽量盛土工	1-2-4-3	路体盛土工を準用
-----	-------	---------	----------

第6節 可動堰本体工

第3条	既製杭工	3-2-4-4	既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5	場所打杭工を準用
第5条	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工を準用
第6条	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工を準用
第7条	矢板工	3-2-3-4	矢板工を準用
第8条	床版工	6-4-6-7	床版工を準用
第9条	堰柱工	6-4-6-8	堰柱工を準用
第10条	門柱工	6-4-6-9	門柱工を準用
第11条	ゲート操作台工	6-4-6-10	ゲート操作台工を準用
第12条	水叩工	6-3-5-8	水叩工を準用
第13条	閘門工	171	
第14条	土砂吐工	171	
	閘門工	171	
	土砂吐工	171	
第15条	取付擁壁工	3-2-15-1	場所打擁壁工を準用

第7節 固定堰本体工

第3条	既製杭工	3-2-4-4	既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5	場所打杭工を準用
第5条	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工を準用
第6条	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工を準用
第7条	矢板工	3-2-3-4	矢板工を準用
第8条	堰本体工	171	
第9条	水叩工	171	
第10条	土砂吐工	171	
	堰本体工	171	
	水叩工	171	
	土砂吐工	171	
第11条	取付擁壁工	3-2-15-1	場所打擁壁工を準用

第 8 節 魚道工	
第 3 条 魚道本体工 172
魚道本体工 172
第 9 節 管理橋下部工	
第 2 条 管理橋橋台工 172
管理橋橋台工 172
第 10 節 鋼管理橋上部工	
第 4 条 架設工（クレーン架設） 3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 5 条 架設工（ケーブルクレーン架設） 3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 6 条 架設工（ケーブルエレクション架設） 3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 7 条 架設工（架設桁架設） 3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 8 条 架設工（送出し架設） 3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 9 条 架設工（トラベラークレーン架設） 3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 10 条 支承工 10-4-5-10 支承工を準用
第 11 節 橋梁現場塗装工	
第 2 条 現場塗装工 3-2-3-31 現場塗装工を準用
第 12 節 床版工	
第 2 条 床版工 3-2-18-2 床版工を準用
第 13 節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	
第 2 条 伸縮装置工 3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 4 条 地覆工 10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条 橋梁用防護柵工 10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条 橋梁用高欄工 10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条 検査路工 10-4-8-8 検査路工を準用
第 15 節 コンクリート管理橋上部工（PC 橋）	
第 2 条 プレテンション桁製作工（購入工） 3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）を準用
第 3 条 ポストテンション桁製作工 3-2-3-13 ポストテンション桁製作工を準用
第 4 条 プレキャストセグメント桁製作工（購入工） 3-2-3-14 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）を準用
第 5 条 プレキャストセグメント主桁組立工 3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工を準用
第 6 条 支承工 10-4-5-10 支承工を準用
第 7 条 架設工（クレーン架設） 3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 8 条 架設工（架設桁架設） 3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 9 条 床版・横組工 3-2-18-2 床版工を準用
第 10 条 落橋防止装置工 10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 16 節 コンクリート管理橋上部工（ホロースラブ橋）	
第 3 条 支承工 10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条 落橋防止装置工 10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 5 条 PC ホロースラブ製作工 3-2-3-15PC ホロースラブ製作工を準用
第 17 節 コンクリート管理橋上部工（PC 箱桁）	
第 3 条 支承工 10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条 PC 箱桁製作工 3-2-3-16PC 箱桁製作工を準用
第 5 条 落橋防止装置工 10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 18 節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	
第 2 条 伸縮装置工 3-2-3-24 伸縮装置工を準用

第 4 条 地覆工.....	10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条 橋梁用防護柵工.....	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条 橋梁用高欄工.....	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条 檜検路工.....	10-4-8-8 檜検路工を準用
<hr/>	
第 20 節 付属物設置工	
第 3 条 防止柵工.....	3-2-3-7 防止柵工を準用
第 7 条 階段工.....	3-2-3-22 階段工を準用
<hr/>	
第 6 章 排水機場	
<hr/>	
第 3 節 軽量盛土工	
第 2 条 軽量盛土工.....	1-2-4-3 路体盛土工を準用
<hr/>	
第 4 節 機場本体工	
第 3 条 既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第 4 条 場所打杭工.....	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第 5 条 矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
第 6 条 本体工.....	173 本体工.....
第 7 条 燃料貯油槽工.....	173 燃料貯油槽工.....
<hr/>	
第 5 節 沈砂池工	
第 3 条 既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第 4 条 場所打杭工.....	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第 5 条 矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
第 6 条 場所打擁壁工.....	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第 7 条 コンクリート床版工.....	173 コンクリート床版工.....
第 8 条 ブロック床版工.....	3-2-3-17 根固めブロック工を準用
第 9 条 場所打水路工.....	3-2-3-29 場所打水路工を準用
<hr/>	
第 6 節 吐出水槽工	
第 3 条 既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第 4 条 場所打杭工.....	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第 5 条 矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
第 6 条 本体工.....	6-6-4-6 本体工を準用
<hr/>	
第 7 章 床止め・床固め	
<hr/>	
第 3 節 軽量盛土工	
第 2 条 軽量盛土工.....	1-2-4-3 路体盛土工を準用
<hr/>	
第 4 節 床止め工	
第 4 条 既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第 5 条 矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
第 6 条 本体工.....	174 本体工（床固め本体工）..... 本体工（植石張り）..... 本体工（根固めブロック）.....
第 7 条 取付擁壁工.....	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第 8 条 水叩工.....	174 水叩工..... 水叩工（巨石張り）.....
	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用

水叩工（根固めブロック）	3-2-3-17 根固めブロック工を準用
<hr/>	
第5節 床固め工	
第4条 本堤工.....	6-7-4-6 本体工を準用
第5条 垂直壁工.....	6-7-4-6 本体工を準用
第6条 側壁工.....	174 側壁工..... 174
第7条 水叩工.....	6-7-4-8 水叩工を準用
<hr/>	
第6節 山留擁壁工	
第3条 コンクリート擁壁工.....	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第4条 ブロック積擁壁工.....	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第5条 石積擁壁工.....	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第6条 山留擁壁基礎工.....	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
<hr/>	
第8章 河川維持	
<hr/>	
第7節 路面補修工	
第3条 不陸整正工.....	1-2-3-6 堤防天端工を準用
第4条 コンクリート舗装補修工.....	3-2-6-12 コンクリート舗装工を準用
第5条 アスファルト舗装補修工.....	3-2-6-7 アスファルト舗装工を準用
<hr/>	
第8節 付属物復旧工	
第2条 付属物復旧工.....	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
<hr/>	
第9節 付属物設置工	
第3条 防護柵工.....	3-2-3-7 防止柵工を準用
第5条 付属物設置工.....	3-2-3-10 道路付属物工を準用
<hr/>	
第10節 光ケーブル配管工	
第3条 配管工.....	6-1-13-3 配管工を準用
第4条 ハンドホール工.....	6-1-13-4 ハンドホール工を準用
<hr/>	
第12節 植栽維持工	
第3条 樹木・芝生管理工.....	3-2-14-2 植生工を準用
<hr/>	
第9章 河川修繕	
<hr/>	
第3節 軽量盛土工	
第2条 軽量盛土工.....	1-2-4-3 路体盛土工を準用
<hr/>	
第4節 腹付工	
第2条 覆土工.....	1-2-3-5 法面整形工を準用
第3条 植生工.....	3-2-14-2 植生工を準用
<hr/>	
第5節 側帶工	
第2条 縁切工	
縁切工（じゃかご工）	3-2-3-27 羽口工を準用
縁切工（連節ブロック張り）	3-2-5-3 コンクリートブロック工（連節ブロック張り）を準用
縁切工（コンクリートブロック張り）	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
縁切工（石張工）	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第3条 植生工.....	3-2-14-2 植生工を準用
<hr/>	
第6節 堤脚保護工	
第3条 石積工.....	3-2-5-5 石積（張）工を準用

第4条 コンクリートブロック工 3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用

第7節 管理用通路工

第2条	防護柵工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第4条	路面切削工	3-2-6-15 路面切削工を準用
第5条	舗装打換え工	3-2-6-16 舗装打換え工を準用
第6条	オーバーレイ工	3-2-6-17 オーバーレイ工を準用
第7条	排水構造物工	3-2-3-29 側溝工を準用 排水構造物工（プレキャストU型側溝・管（函）渠） 3-2-3-29 側溝工を準用 排水構造物工（集水桿工） 3-2-3-30 集水桿工を準用
第8条	道路付属物工	3-2-3-5 縁石工を準用

第8節 現場塗装工

第3条	付属物塗装工	3-2-3-31 現場塗装工を準用
第4条	コンクリート面塗装工	3-2-3-11 コンクリート面塗装工を準用

第7編 河川海岸編

第1章 堤防・護岸

第3節 軽量盛土工

第2条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
-----	-------	------------------

第4節 地盤改良工

第2条	表層安定処理工	3-2-7-4 表層安定処理工を準用
第3条	パイルネット工	3-2-7-5 パイルネット工を準用
第4条	バーチカルドレーン工	3-2-7-7 バーチカルドレーン工を準用
第5条	締固め改良工	3-2-7-8 締固め改良工を準用
第6条	固結工	3-2-7-9 固結工を準用

第5節 護岸基礎工

第4条	捨石工	3-2-3-19 捨石工を準用
第5条	場所打コンクリート工	175 場所打コンクリート工 175
第6条	海岸コンクリートブロック工	175 海岸コンクリートブロック工 175
第7条	笠コンクリート工	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
第8条	基礎工	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
第9条	矢板工	3-2-3-4 矢板工を準用

第6節 護岸工

第3条	石積（張）工	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第4条	海岸コンクリートブロック工	175 海岸コンクリートブロック工 175
第5条	コンクリート被覆工	176 コンクリート被覆工 176

第7節 擁壁工

第3条	場所打擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
-----	--------	--------------------

第8節 天端被覆工

第2条	コンクリート被覆工	176 コンクリート被覆工 176
-----	-----------	----------------------------

第9節 波返工

第3条	波返工	176
-----	-----	-----

波返工.....	176
第10節 裏法被覆工	
第2条 石積（張）工.....	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第3条 コンクリートブロック工.....	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第4条 コンクリート被覆工.....	7-1-6-5 コンクリート被覆工を準用
第5条 法枠工.....	3-2-14-4 法枠工を準用
第11節 カルバート工	
第3条 プレキャストカルバート工	3-2-3-28 プレキャストカルバート工を準用
第12節 排水構造物工	
第3条 側溝工.....	3-2-3-29 側溝工を準用
第4条 集水樹工.....	3-2-3-30 集水樹工を準用
第5条 管渠工	
管渠工（プレキャストパイプ）	3-2-3-29 暗渠工を準用
管渠工（プレキャストボックス）	3-2-3-29 暗渠工を準用
管渠工（コルゲートパイプ）	3-2-3-29 暗渠工を準用
管渠工（ダクタイル鉄管）	3-2-3-29 暗渠工を準用
第6条 場所打水路工.....	3-2-3-29 現場打水路工を準用
第13節 付属物設置工	
第3条 防止柵工.....	3-2-3-7 防止柵工を準用
第6条 階段工.....	3-2-3-22 階段工を準用
第14節 付帯道路工	
第3条 路側防護柵工.....	3-2-3-7 防止柵工
第5条 アスファルト舗装工.....	3-2-6-7 アスファルト舗装工を準用
第6条 コンクリート舗装工.....	3-2-6-12 コンクリート舗装工を準用
第7条 薄層カラー舗装工.....	3-2-6-13 薄層カラー舗装工を準用
第8条 側溝工.....	3-2-3-29 側溝工を準用
第9条 集水樹工.....	3-2-3-30 集水樹工を準用
第10条 縁石工.....	3-2-3-5 縁石工を準用
第11条 区画線工.....	3-2-3-9 区画線工を準用
第15節 付帯道路施設工	
第3条 道路付属物工.....	3-2-3-10 道路付属物工を準用
第4条 小型標識工.....	3-2-3-6 小型標識工を準用
第2章 突堤・人工岬	
第3節 軽量盛土工	
第2条 軽量盛土工.....	1-2-4-3 路体盛土工を準用
第4節 突堤基礎工	
第4条 捨石工.....	177
捨石工.....	177
第5条 吸出し防止工.....	177
吸出し防止工.....	177
第5節 突堤本体工	
第2条 捨石工.....	177
捨石工.....	177
第5条 海岸コンクリートブロック工.....	178
海岸コンクリートブロック工	178

第 6 条	既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第 7 条	詰杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第 8 条	矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
第 9 条	石碎工..... 石碎工.....	178 178
第 10 条	場所打コンクリート工..... 場所打コンクリート工.....	178 178
第 11 条	ケーソン工..... ケーソン工 (ケーソン工製作)	179 179
	ケーソン工 (ケーソン工据付)	179
	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	179
第 12 条	セルラー工..... セルラー工 (セルラー製作工)	180 180
	セルラー工 (セルラー工据付)	180
	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	180
<hr/>		
第 6 節	根固め工	
第 2 条	捨石工..... 捨石工.....	180 180
第 3 条	根固めブロック工..... 根固めブロック工	181 181
<hr/>		
第 7 節	消波工	
第 2 条	捨石工.....	3-2-3-19 捨石工を準用
第 3 条	消波ブロック工..... 消波ブロック工	181 181
<hr/>		
第 3 章	海域堤防 (人工リーフ、離岸堤、潜堤)	
<hr/>		
第 3 節	海域堤基礎工	
第 3 条	捨石工..... 捨石工.....	181 181
第 4 条	吸出し防止工	7-2-4-5 吸出し防止工を準用
<hr/>		
第 4 節	海域堤本体工	
第 2 条	捨石工.....	3-2-3-19 捨石工を準用
第 3 条	海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5 海岸コンクリートブロック工を準用
第 4 条	ケーソン工	7-2-5-11 ケーソン工を準用
第 5 条	セルラー工	7-2-5-12 セルラー工を準用
第 6 条	場所打コンクリート工	7-2-5-10 場所打コンクリート工を準用
<hr/>		
第 4 章	浚渫 (海岸)	
<hr/>		
第 3 節	浚渫工 (ポンプ浚渫船)	
第 2 条	浚渫船運転工	3-2-16-3 浚渫船運転工を準用
<hr/>		
第 4 節	浚渫工 (グラブ船)	
第 2 条	浚渫船運転工	3-2-16-3 浚渫船運転工を準用
<hr/>		
第 5 章	養浜	
<hr/>		
第 3 節	軽量盛土工	
第 2 条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用

第4節 砂止工

第2条 根固めブロック工 7-2-6-3 根固めブロック工を準用

第8編 砂防編

第1章 砂防堰堤

第3節 工場製作工

第3条 鋼製堰堤製作工 3-2-12-3-3 构製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））を準用

第4条 鋼製堰堤仮設材製作工 182

鋼製堰堤仮設材製作工 182

第5条 工場塗装工 3-2-12-11 工場塗装工を準用

第5節 軽量盛土工

第2条 軽量盛土工 1-2-4-3 路体盛土工を準用

第6節 法面工

第2条 植生工 3-2-14-2 植生工を準用

第3条 法面吹付工 3-2-14-3 吹付工を準用

第4条 法枠工 3-2-14-4 法枠工を準用

第6条 アンカーワーク 3-2-14-6 アンカーワークを準用

第7条 かご工 3-2-3-27 羽口工を準用

かご工（じやかご） 3-2-3-27 羽口工を準用

かご工（ふとんかご） 3-2-3-27 羽口工を準用

第8節 コンクリート堰堤工

第4条 コンクリート堰堤本体工 182

コンクリート堰堤本体工 182

第5条 コンクリート副堰堤工 8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工を準用

第6条 コンクリート側壁工 182

コンクリート側壁工 182

第8条 水叩工 183

水叩工 183

第9節 鋼製堰堤工

第5条 鋼製堰堤本体工 183

鋼製堰堤本体工（不透過型） 183

鋼製堰堤本体工（透過型） 184

第6条 鋼製側壁工 186

鋼製側壁工 186

第7条 コンクリート側壁工 8-1-8-6 コンクリート側壁工を準用

第9条 水叩工 8-1-8-8 水叩工を準用

第10条 現場塗装工 3-2-3-31 現場塗装工を準用

第10節 護床工・根固め工

第4条 根固めブロック工 3-2-3-17 根固めブロック工を準用

第6条 沈床工 3-2-3-18 沈床工を準用

第7条 かご工 3-2-3-27 羽口工を準用

かご工（じやかご） 3-2-3-27 羽口工を準用

かご工（ふとんかご） 3-2-3-27 羽口工を準用

第11節 砂防堰堤付属物設置工

第3条 防止柵工 3-2-3-7 防止柵工を準用

第12節 付帯道路工

第3条	路側防護柵工	3-2-3-8	路側防護柵工を準用
第5条	アスファルト舗装工	3-2-6-7	アスファルト舗装工を準用
第6条	コンクリート舗装工	3-2-6-12	コンクリート舗装工を準用
第7条	薄層カラー舗装工	3-2-6-13	薄層カラー舗装工を準用
第8条	側溝工	3-2-3-29	側溝工を準用
第9条	集水樹工	3-2-3-30	集水樹工を準用
第10条	縁石工	3-2-3-5	縁石工を準用
第11条	区画線工	3-2-3-9	区画線工を準用

第13節 付帯道路施設工

第3条	道路付属物工	3-2-3-10	道路付属物工を準用
第4条	小型標識工	3-2-3-6	小型標識工を準用

第2章 流路

第3節 軽量盛土工

第2条	軽量盛土工	1-2-4-3	路体盛土工を準用
-----	-------	---------	----------

第4節 流路護岸工

第4条	基礎工（護岸）	3-2-4-3	基礎工（護岸）を準用
第5条	コンクリート擁壁工	3-2-15-1	場所打擁壁工を準用
第6条	ブロック積擁壁工	3-2-5-3	コンクリートブロック工を準用
第7条	石積擁壁工	3-2-5-5	石積（張）工を準用
第8条	護岸付属物工	6-1-7-4	護岸付属物工を準用
第9条	植生工	3-2-14-2	植生工を準用

第5節 床固め工

第4条	床固め本体工	8-1-8-4	コンクリート堰堤本体工を準用
第5条	垂直壁工	8-1-8-4	コンクリート堰堤本体工を準用
第6条	側壁工	8-1-8-6	コンクリート側壁工を準用
第7条	水叩工	8-1-8-8	水叩工を準用
第8条	魚道工	186	
	魚道工	186	

第6節 根固め・水制工

第4条	根固めブロック工	3-2-3-17	根固めブロック工を準用
第6条	捨石工	3-2-3-19	捨石工を準用
第7条	かご工	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（じやかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（かごマット）	3-2-3-26	多自然型護岸工を準用

第7節 流路付属物設置工

第2条	階段工	3-2-3-22	階段工を準用
第3条	防止柵工	3-2-3-7	防止柵工を準用

第3章 斜面対策

第3節 軽量盛土工

第2条	軽量盛土工	1-2-4-3	路体盛土工を準用
-----	-------	---------	----------

第4節 法面工

第2条	植生工	3-2-14-2	植生工を準用
第3条	吹付工	3-2-14-3	吹付工を準用
第4条	法枠工	3-2-14-4	法枠工を準用

第5条	かご工.....	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（じやかご）.....	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）.....	3-2-3-27 羽口工を準用
第6条	アンカーアー（プレキャストコンクリート板）.....	3-2-14-6 アンカーアーを準用
第7条	抑止アンカーアー.....	3-2-14-6 アンカーアーを準用
<hr/>		
第5節	擁壁工	
第3条	既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条	場所打擁壁工.....	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第5条	プレキャスト擁壁工.....	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用
第6条	補強土壁工.....	3-2-15-3 補強土壁工を準用
第7条	井桁ブロック工.....	3-2-15-4 井桁ブロック工を準用
第8条	落石防護工.....	10-1-11-5 落石防護柵工を準用
<hr/>		
第6節	山腹水路工	
第3条	山腹集水路・排水路工.....	3-2-3-29 場所打水路工を準用
第4条	山腹明暗渠工.....	186 山腹明暗渠工.....
第5条	山腹暗渠工.....	3-2-3-29 暗渠工を準用
第6条	現場打水路工.....	3-2-3-29 場所打水路工を準用
第7条	集水柵工.....	3-2-3-30 集水柵工を準用
<hr/>		
第7節	地下水排除孔	
第4条	集排水ボーリング工.....	187 集排水ボーリング工.....
第5条	集水井工.....	187 集水井工.....
<hr/>		
第8節	地下水遮断工	
第3条	場所打擁壁工.....	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第4条	固結工.....	3-2-7-9 固結工を準用
第5条	矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
<hr/>		
第9節	抑止杭工	
第3条	既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条	場所打杭工.....	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条	シャフト工（深礎工）.....	3-2-4-6 深礎工を準用
第6条	合成杭工.....	187 合成杭工.....

第9編 ダム編

第1章	コンクリートダム	
<hr/>		
第4節	ダムコンクリート工	
	コンクリートダム工（本体）.....	188
	コンクリートダム工（水叩）.....	188
	コンクリートダム（副ダム）.....	189
	コンクリートダム（導流壁）.....	190
<hr/>		
第2章	フィルダム	
<hr/>		
第4節	盛立工	
第5条	コアの盛立.....	191 コアの盛立.....
第6条	フィルターの盛立.....	191

第 7 条	ロックの盛立.....	191
第 7 条	ロックの盛立.....	191
第 7 条	ロックの盛立.....	191
第 7 条	フィルダム（洪水吐）.....	192
第 3 章	基礎グラウチング	
第 3 節	ボーリング工	
第 3 節	ボーリング工.....	192
第 10 編 道路編		
第 1 章	道路改良	
第 3 節	工場製作工	
第 2 条	遮音壁支柱製作工.....	193
第 2 条	遮音壁支柱製作工.....	193
第 2 条	遮音壁支柱製作工（工場塗装工）.....	3-2-12-11 工場塗装工を準用
第 4 節	地盤改良工	
第 2 条	路床安定処理工.....	3-2-7-2 路床安定処理工を準用
第 3 条	置換工.....	3-2-7-3 置換工を準用
第 4 条	サンドマット工.....	3-2-7-6 サンドマット工を準用
第 5 条	バーチカルドレーン工.....	3-2-7-7 バーチカルドレーン工を準用
第 6 条	締固め改良工.....	3-2-7-8 締固め改良工を準用
第 7 条	固結工.....	3-2-7-9 固結工を準用
第 5 節	法面工	
第 2 条	植生工.....	3-2-14-2 植生工を準用
第 3 条	法面吹付工.....	3-2-14-3 吹付工を準用
第 4 条	法枠工.....	3-2-14-4 法枠工を準用
第 6 条	アンカー工.....	3-2-14-6 アンカー工を準用
第 7 条	かご工.....	3-2-3-27 羽口工を準用
第 7 条	かご工（じゃかご）.....	3-2-3-27 羽口工を準用
第 7 条	かご工（ふとんかご）.....	3-2-3-27 羽口工を準用
第 6 節	軽量盛土工	
第 2 条	軽量盛土工.....	1-2-4-3 路体盛土工を準用
第 7 節	擁壁工	
第 3 条	既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第 4 条	場所打杭工.....	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第 5 条	場所打擁壁工.....	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第 6 条	プレキャスト擁壁工.....	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用
第 7 条	補強土壁工.....	3-2-15-3 補強土壁工を準用
第 7 条	補強土壁工（補強土（テールアルメ）壁工法）.....	3-2-15-3 補強土壁工を準用
第 7 条	補強土壁工（多数アンカー式補強土工法）.....	3-2-15-3 補強土壁工を準用
第 7 条	補強土壁工（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）.....	3-2-15-3 補強土壁工を準用
第 8 条	井桁ブロック工.....	3-2-15-4 井桁ブロック工を準用
第 8 節	石・ブロック積（張）工	
第 3 条	コンクリートブロック工.....	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第 4 条	石積（張）工.....	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第 9 節	カルバート工	
第 4 条	既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用

第 5 条	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第 6 条	場所打函渠工	193
	場所打函渠工	193
第 7 条	プレキャストカルバート工	3-2-3-28 プレキャストカルバート工を準用
<hr/>		
第 10 節	排水構造物工（小型水路工）	
第 3 条	側溝工	3-2-3-29 側溝工を準用
第 4 条	管渠工	3-2-3-29 側溝工を準用
第 5 条	集水桿・マンホール工	3-2-3-30 集水桿工を準用
第 6 条	地下排水工	3-2-3-29 暗渠工を準用
第 7 条	場所打水路工	3-2-3-29 場所打水路工を準用
第 8 条	排水工（小段排水・縦排水）	3-2-3-29 側溝工を準用
<hr/>		
第 11 節	落石雪害防止工	
第 4 条	落石防止網工	193
	落石防止網工	193
第 5 条	落石防護柵工	193
	落石防護柵工	193
第 6 条	防雪柵工	194
	防雪柵工	194
第 7 条	雪崩予防柵工	194
	雪崩予防柵工	194
<hr/>		
第 12 節	遮音壁工	
第 4 条	遮音壁基礎工	195
	遮音壁基礎工	195
第 6 条	遮音壁本体工	195
	遮音壁本体工	195
<hr/>		
第 2 章	舗装	
<hr/>		
第 3 節	地盤改良工	
第 2 条	路床安定処理工	3-2-7-2 路床安定処理工を準用
第 3 条	置換工	3-2-7-3 置換工を準用
<hr/>		
第 4 節	舗装工	
第 5 条	アスファルト舗装工	3-2-6-7 アスファルト舗装工準用
第 6 条	半たわみ性舗装工	3-2-6-8 半たわみ性舗装工を準用
第 7 条	排水性舗装工	3-2-6-9 排水性舗装工を準用
第 8 条	透水性舗装工	3-2-6-10 透水性舗装工を準用
第 9 条	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11 グースアスファルト舗装工を準用
第 10 条	コンクリート舗装工	3-2-6-12 コンクリート舗装工を準用
第 11 条	薄層カラー舗装工	3-2-6-13 薄層カラー舗装工を準用
第 12 条	ブロック舗装工	3-2-6-14 ブロック舗装工を準用
	歩道路盤工	196
	取合舗装路盤工	196
	路肩舗装路盤工	196
	歩道舗装工	196
	取合舗装工	196
	路肩舗装工	196
	表層工	196
<hr/>		
第 5 節	排水構造物工	

第3条 側溝工.....	3-2-3-29 側溝工を準用
第4条 管渠工.....	3-2-3-29 側溝工を準用
第5条 集水樹（街渠桝）・マンホール工.....	3-2-3-30 集水樹工を準用
第6条 地下排水工.....	3-2-3-29 暗渠工を準用
第7条 場所打水路工.....	3-2-3-29 場所打水路工を準用
第8条 排水工（小段排水・縦排水）.....	3-2-3-29 側溝工を準用
第9条 排水性舗装用路肩排水工.....	197
排水性舗装用路肩排水工.....	197
<hr/>	
第6節 縁石工	
第3条 縁石工.....	3-2-3-5 縁石工を準用
<hr/>	
第7節 踏掛版工	
第4条 踏掛け版工.....	197
踏掛け版工（コンクリート工）.....	197
（ラバーシュ）.....	197
（アンカーボルト）.....	197
<hr/>	
第8節 防護柵工	
第3条 路側防護柵工.....	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第4条 防止柵工.....	3-2-3-7 防止柵工を準用
第5条 ポックスビーム工.....	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第6条 車止めポスト工.....	3-2-3-7 防止柵工を準用
<hr/>	
第9節 標識工	
第3条 小型標識工.....	3-2-3-6 小型標識工を準用
第4条 大型標識工.....	197
大型標識工（標識基礎工）.....	197
大型標識工（標識柱工）.....	197
<hr/>	
第10節 区画線工	
第2条 区画線工.....	3-2-3-9 区画線工を準用
<hr/>	
第12節 道路付属施設工	
第4条 道路付属物工.....	3-2-3-10 道路付属物工を準用
第5条 ケーブル配管工.....	198
ケーブル配管工.....	198
ケーブル配管工（ハンドホール）.....	198
ケーブル配管工（保護砂）.....	199
第6条 照明工.....	199
照明工（照明柱基礎工）.....	199
<hr/>	
第13節 橋梁付属物工	
第2条 伸縮装置工.....	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
<hr/>	
第3章 橋梁下部	
<hr/>	
第3節 工場製作工	
第2条 刃口金物製作工.....	3-2-12-1 刃口金物製作工を準用
第3条 鋼製橋脚製作工.....	200
鋼製橋脚製作工.....	200
第4条 アンカーフレーム製作工.....	3-2-12-8 アンカーフレーム製作工を準用
第5条 工場塗装工.....	3-2-12-11 工場塗装工を準用
<hr/>	
第5節 軽量盛土工	

第2条 軽量盛土工.....	1-2-4-3 路体盛土工を準用
<hr/>	
第6節 橋台工	
第3条 既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条 場所打杭工.....	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条 深礎工.....	3-2-4-6 深礎工を準用
第6条 オープンケーソン基礎工.....	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工を準用
第7条 ニューマチックケーソン基礎工.....	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工を準用
第8条 橋台軸体工.....	201 橋台軸体工..... 201
<hr/>	
第7節 RC 橋脚工	
第3条 既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条 場所打杭工.....	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条 深礎工.....	3-2-4-6 深礎工を準用
第6条 オープンケーソン基礎工.....	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工を準用
第7条 ニューマチックケーソン基礎工.....	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工を準用
第8条 鋼管矢板基礎工.....	3-2-4-9 鋼管矢板基礎工を準用
第9条 橋脚軸体工.....	203 橋脚軸体工（張出式）（重力式）（半重力式）..... 203 橋脚軸体工（ラーメン式）..... 205
<hr/>	
第8節 鋼製橋脚工	
第3条 既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条 場所打杭工.....	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条 深礎工.....	3-2-4-6 深礎工を準用
第6条 オープンケーソン基礎工.....	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工を準用
第7条 ニューマチックケーソン基礎工.....	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工を準用
第8条 鋼管矢板基礎工.....	3-2-4-9 鋼管矢板基礎工を準用
第9条 橋脚フーチング工.....	207 橋脚フーチング工（I型・T型）..... 207 橋脚フーチング工（門型）..... 207
第10条 橋脚架設工.....	207 橋脚架設工（I型・T型）..... 207 橋脚架設工（門型）..... 208
第11条 現場継手工.....	208 現場継手工..... 208
第12条 現場塗装工.....	3-2-3-31 現場塗装工を準用
<hr/>	
第9節 護岸基礎工	
第3条 基礎工.....	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
第4条 矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
<hr/>	
第10節 矢板護岸工	
第3条 基礎工.....	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
第4条 矢板工.....	3-2-3-4 矢板工を準用
<hr/>	
第11節 法覆護岸工	
第2条 コンクリートブロック工.....	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第3条 護岸付属物工.....	6-1-7-4 護岸付属物工を準用
第4条 緑化ブロック工.....	3-2-5-4 緑化ブロック工を準用
第5条 環境護岸ブロック工.....	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第6条 石積（張）工.....	3-2-5-5 石積（張）工を準用

第 7 条	法枠工.....	3-2-14-4 法枠工を準用
第 8 条	多自然型護岸工 多自然型護岸工 (巨石張り)	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用
	多自然型護岸工 (巨石積み)	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用
	多自然型護岸工 (かごマット)	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用
第 9 条	吹付工.....	3-2-14-3 吹付工を準用
第 10 条	植生工.....	3-2-14-2 植生工を準用
第 11 条	覆土工.....	1-2-3-5 法面整形工を準用
第 12 条	羽口工 羽口工 (じやかご)	3-2-3-27 羽口工を準用
	羽口工 (ふとんかご)	3-2-3-27 羽口工を準用
	羽口工 (かご枠)	3-2-3-27 羽口工を準用
	羽口工 (連節ブロック張り) ..	3-2-5-3 コンクリートブロック工 (連節ブロック張り) を準用

第 12 節 擁壁護岸工

第 3 条	場所打擁壁工.....	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第 4 条	プレキャスト擁壁工.....	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用

第 4 章 鋼橋上部

第 3 節	工場製作工	
第 3 条	桁製作工.....	3-2-12-3 桁製作工を準用
第 4 条	検査路製作工.....	3-2-12-4 検査路製作工を準用
第 5 条	鋼製伸縮継手製作工.....	3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工を準用
第 6 条	落橋防止装置製作工.....	3-2-12-6 落橋防止装置製作工を準用
第 7 条	鋼製排水管製作工.....	3-2-12-10 鋼製排水管製作工を準用
第 8 条	橋梁用防護柵製作工.....	3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工を準用
第 9 条	橋梁用高欄製作工.....	208
第 10 条	横断歩道橋製作工.....	3-2-12-3 桁製作工を準用
第 12 条	アンカーフレーム製作工.....	3-2-12-8 アンカーフレーム製作工を準用
第 13 条	工場塗装工.....	3-2-12-11 工場塗装工を準用

第 5 節 鋼橋架設工

第 4 条	架設工 (クレーン架設)	3-2-13 架設工 (鋼橋) を準用
第 5 条	架設工 (ケーブルクレーン架設)	3-2-13 架設工 (鋼橋) を準用
第 6 条	架設工 (ケーブルエレクション架設)	3-2-13 架設工 (鋼橋) を準用
第 7 条	架設工 (架設桁架設)	3-2-13 架設工 (鋼橋) を準用
第 8 条	架設工 (送出し架設)	3-2-13 架設工 (鋼橋) を準用
第 9 条	架設工 (トラベラークレーン架設)	3-2-13 架設工 (鋼橋) を準用
第 10 条	支承工.....	208

第 6 節 橋梁現場塗装工

第 3 条	現場塗装工.....	3-2-3-31 現場塗装工を準用
-------	------------	-------------------

第 7 節 床版工

第 2 条	床版工.....	3-2-18-2 床版工を準用
-------	----------	-----------------

第 8 節 橋梁付属物工

第 2 条	伸縮装置工.....	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 3 条	落橋防止装置工.....	209
	落橋防止装置工.....	209
第 5 条	地覆工.....	209
	地覆工.....	209
第 6 条	橋梁用防護柵工.....	210

第 7 条	橋梁用高欄.....	210
	橋梁用防護柵工.....	210
	橋梁用高欄.....	210
第 8 条	検査路工.....	210
	検査路工.....	210
<hr/>		
第 9 節	歩道橋本体工	
第 3 条	既製杭工.....	3-2-4-4 既製杭工を準用
第 4 条	場所打杭工.....	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第 5 条	橋脚フーチング工 橋脚フーチング工 (I型)	10-3-8-9 橋脚フーチング工を準用
	橋脚フーチング工 (T型)	10-3-8-9 橋脚フーチング工を準用
第 6 条	歩道橋（側道橋）架設工.....	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 7 条	現場塗装工.....	3-2-3-31 現場塗装工を準用
<hr/>		
第 5 章	コンクリート橋上部	
第 3 節	工場製作工	
第 2 条	プレビーム用桁製作工.....	3-2-12-9 プレビーム用桁製作工を準用
第 3 条	橋梁用防護柵製作工.....	3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工を準用
第 4 条	鋼製伸縮継手製作工.....	3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工を準用
第 5 条	検査路製作工.....	3-2-12-4 検査路製作工を準用
第 6 条	工場塗装工.....	3-2-12-11 工場塗装工を準用
<hr/>		
第 5 節	PC 橋工	
第 2 条	プレテンション桁製作工（購入工） プレテンション桁製作工（購入工）（けた橋）	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）を準用
	プレテンション桁製作工（購入工）（スラブ橋）	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）を準用
第 3 条	ポストテンション桁製作工.....	3-2-3-13 ポストテンション桁製作工を準用
第 4 条	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	3-2-3-14 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）を準用
第 5 条	プレキャストセグメント主桁組立工.....	3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工を準用
第 6 条	支承工.....	10-4-5-10 支承工を準用
第 7 条	架設工（クレーン架設）.....	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 8 条	架設工（架設桁架設）.....	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 9 条	床版・横組工.....	3-2-18-2 床版工を準用
第 10 条	落橋防止装置工.....	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
<hr/>		
第 6 節	プレビーム桁橋工	
第 2 条	プレビーム桁製作工.....	210
	プレビーム桁製作工（現場）.....	210
第 3 条	支承工.....	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条	架設工（クレーン架設）.....	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 5 条	架設工（架設桁架設）.....	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 6 条	床版・横組工.....	3-2-18-2 床版工を準用
第 9 条	落橋防止装置工.....	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
<hr/>		
第 7 節	PC ホロースラブ橋工	
第 3 条	支承工.....	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条	PC ホロースラブ製作工.....	3-2-3-15 PC ホロースラブ橋製作工を準用
第 5 条	落橋防止装置工.....	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用

第 8 節 RC ホースラブ橋工	
第 3 条 支承工.....	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条 RC 場所打ホースラブ製作工.....	3-2-3-15PC ホースラブ橋製作工を準用
第 5 条 落橋防止装置工.....	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 9 節 PC 版桁橋工	
第 2 条 PC 版桁製作工	3-2-3-15PC ホースラブ橋製作工を準用
第 10 節 PC 箱桁橋工	
第 3 条 支承工.....	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条 PC 箱桁製作工	3-2-3-16PC 箱桁製作工を準用
第 5 条 落橋防止装置工.....	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 11 節 PC 片持箱桁橋工	
第 2 条 PC 片持箱桁製作工.....	3-2-3-16PC 箱桁製作工を準用
第 3 条 支承工.....	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条 架設工（片持架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 12 節 PC 押出し箱桁橋工	
第 2 条 PC 押出し箱桁製作工.....	3-2-3-16PC 押出し箱桁製作工を準用
第 3 条 架設工（押出し架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 13 節 橋梁付属物工	
第 2 条 伸縮装置工.....	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 4 条 地覆工.....	10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条 橋梁用防護柵工.....	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条 橋梁用高欄工.....	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条 検査路工.....	10-4-8-8 検査路工を準用
第 6 章 トンネル（NATM）	
第 4 節 支保工	
第 3 条 吹付工.....	211
吹付工.....	211
第 4 条 ロックボルト工.....	211
ロックボルト工.....	211
第 5 節 覆工	
第 3 条 覆工コンクリート工.....	212
覆工コンクリート工.....	212
第 4 条 側壁コンクリート工.....	10-6-5-3 覆工コンクリート工を準用
第 5 条 床版コンクリート工.....	212
床版コンクリート工.....	212
第 6 節 インバート工	
第 4 条 インバート本体工.....	213
インバート本体工.....	213
第 7 節 坑内付帯工	
第 5 条 地下排水工.....	3-2-3-29 暗渠工を準用
第 8 節 坑門工	
第 4 条 坑門本体工.....	213
坑門本体工.....	213
第 5 条 明り巻工.....	214

明り巻工.....	214
<hr/>	
第 11 章 共同溝	
<hr/>	
第 3 節 工場製作工	
第 3 条 工場塗装工.....	3-2-12-11 工場塗装工を準用
<hr/>	
第 6 節 現場打構築工	
第 2 条 現場打軸体工.....	214
現場打軸体工.....	214
第 4 条 カラー継手工.....	215
カラー継手工.....	215
第 5 条 防水工.....	215
防水工（防水）.....	215
防水工（防水保護工）.....	215
防水工（防水壁）.....	215
<hr/>	
第 7 節 プレキャスト構築工	
第 2 条 プレキャスト構築工.....	216
プレキャスト構築工.....	216
<hr/>	
第 12 章 電線共同溝	
<hr/>	
第 5 節 電線共同溝	
第 2 条 管路工.....	216
管路工（管路部）.....	216
管路工（管路部）.....	217
第 3 条 プレキャストボックス工.....	217
プレキャストボックス工（特殊）.....	217
プレキャストボックス工（特殊）（沈下マンホール）.....	217
第 4 条 現場打ちボックス工.....	218
現場打ちボックス工（特殊部）.....	218
<hr/>	
第 6 節 付帯設備工	
第 2 条 ハンドホール工.....	218
ハンドホール工.....	218
<hr/>	
第 13 章 情報ボックス工	
<hr/>	
第 3 節 情報ボックス工	
第 4 条 管路工.....	10-12-5-2 管路工（管路部）を準用
<hr/>	
第 4 節 付帯設備工	
第 2 条 ハンドホール工.....	10-12-6-2 ハンドホール工を準用
<hr/>	
第 14 章 道路維持	
<hr/>	
第 4 節 輋装工	
第 3 条 路面切削工.....	3-2-6-15 路面切削工を準用
第 4 条 輋装打換え工.....	3-2-6-16 輋装打換え工を準用
第 5 条 切削オーバーレイ工.....	219
切削オーバーレイ工.....	219
切削オーバーレイ工（面管理の場合）.....	219
第 6 条 オーバーレイ工.....	3-2-6-17 オーバーレイ工を準用
第 7 条 路上再生工.....	219
路上再生工.....	219

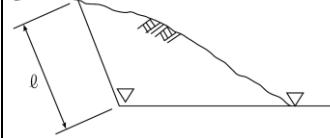
第 8 条	薄層カラー舗装工	3-2-6-13 薄層カラー舗装工を準用
<hr/>		
第 5 節	排水構造物工	
第 3 条	側溝工	3-2-3-29 側溝工を準用
第 4 条	管渠工	3-2-3-29 側溝工を準用
第 5 条	集水樹（街渠樹）・マンホール工	3-2-3-30 集水樹工を準用
第 6 条	地下排水工	3-2-3-29 暗渠工を準用
第 7 条	場所打水路工	3-2-3-29 場所打水路工を準用
第 8 条	排水工	3-2-3-29 側溝工を準用
<hr/>		
第 6 節	防護柵工	
第 3 条	路側防護柵工	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第 4 条	防止柵工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第 5 条	ボックスビーム工	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第 6 条	車止めポスト工	3-2-3-7 防止柵工を準用
<hr/>		
第 7 節	標識工	
第 3 条	小型標識工	3-2-3-6 小型標識工を準用
第 4 条	大型標識工	10-2-9-4 大型標識工を準用
<hr/>		
第 8 節	道路付属物施設工	
第 4 条	道路付属物工	3-2-3-10 道路付属物工を準用
第 5 条	ケーブル配管工	10-2-12-5 ケーブル配管工を準用
第 6 条	照明工	10-2-12-6 照明工を準用
<hr/>		
第 9 節	軽量盛土工	
第 2 条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
<hr/>		
第 10 節	擁壁護岸工	
第 3 条	場所打擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第 4 条	プレキャスト擁壁工	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用
<hr/>		
第 11 節	石・ブロック積（張）工	
第 3 条	コンクリートブロック工	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第 4 条	石積（張）工	3-2-5-5 石積（張）工を準用
<hr/>		
第 12 節	カルバート工	
第 4 条	場所打函渠工	10-1-9-6 場所打函渠工を準用
第 5 条	プレキャストカルバート工	3-2-3-28 プレキャストカルバート工を準用
<hr/>		
第 13 節	法面工	
第 2 条	植生工	3-2-14-2 植生工を準用
第 3 条	法面吹付工	3-2-14-3 吹付工を準用
第 4 条	法枠工	3-2-14-4 法枠工を準用
第 6 条	アンカーアー工	3-2-14-6 アンカーアー工を準用
第 7 条	かご工	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（じやかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
<hr/>		
第 15 節	橋梁付属物工	
第 2 条	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 4 条	地覆工	10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条	橋梁用防護柵工	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条	橋梁用高欄工	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条	検査路工	10-4-8-8 検査路工を準用

第 17 節 現場塗装工	
第 6 条 コンクリート面塗装工	3-2-3-11 コンクリート面塗装工を準用
第 22 節 除草工	
第 2 条 道路除草工	220
道路除草工	220
第 16 章 道路修繕	
第 3 節 工場製作工	
第 4 条 柄補強材製作工	221
柄補強材製作工	221
第 5 条 落橋防止装置製作工	3-2-12-6 落橋防止装置製作工を準用
第 5 節 舗装工	
第 3 条 路面切削工	3-2-6-15 路面切削工を準用
第 4 条 舗装打換え工	3-2-6-16 舗装打換え工を準用
第 5 条 切削オーバーレイ工	10-14-4-5 切削オーバーレイ工を準用
第 6 条 オーバーレイ工	3-2-6-17 オーバーレイ工を準用
第 7 条 路上再生工	10-14-4-7 路上再生工を準用
第 8 条 薄層カラー舗装工	3-2-6-13 薄層カラー舗装工を準用
第 6 節 排水構造物工	
第 3 条 側溝工	3-2-3-29 側溝工を準用
第 4 条 管渠工	3-2-3-29 側溝工を準用
第 5 条 集水桿・マンホール工	3-2-3-30 集水桿工を準用
第 6 条 地下排水工	3-2-3-29 暗渠工を準用
第 7 条 場所打水路工	3-2-3-29 場所打水路工を準用
第 8 条 排水工	3-2-3-29 側溝工を準用
第 7 節 縁石工	
第 3 条 縁石工	3-2-3-5 縁石工を準用
第 8 節 防護柵工	
第 3 条 路側防護柵工	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第 4 条 防止柵工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第 5 条 ボックスビーム工	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第 6 条 車止めポスト工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第 9 節 標識工	
第 3 条 小型標識工	3-2-3-6 小型標識工を準用
第 4 条 大型標識工	10-2-9-4 大型標識工を準用
第 10 節 区画線工	
第 2 条 区画線工	3-2-3-9 区画線工を準用
第 12 節 道路付属物施設工	
第 4 条 道路付属物工	3-2-3-10 道路付属物工を準用
第 5 条 ケーブル配管工	10-2-12-5 ケーブル配管工を準用
第 6 条 照明工	10-2-12-6 照明工を準用
第 13 節 軽量盛土工	
第 2 条 軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
第 14 節 擁壁工	
第 3 条 場所打擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用

第4条 プレキャスト擁壁工.....	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用
<hr/>	
第15節 石・ブロック積（張）工	
第3条 コンクリートブロック工.....	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第4条 石積（張）工.....	3-2-5-5 石積（張）工を準用
<hr/>	
第16節 カルバート工	
第4条 場所打函渠工.....	10-1-9-6 場所打函渠工を準用
第5条 プレキャストカルバート工	3-2-3-28 プレキャストカルバート工を準用
<hr/>	
第17節 法面工	
第2条 植生工.....	3-2-14-2 植生工を準用
第3条 法面吹付工.....	3-2-14-3 吹付工を準用
第4条 法枠工.....	3-2-14-4 法枠工を準用
第6条 アンカーワーク.....	3-2-14-6 アンカーワークを準用
第7条 かご工.....	3-2-3-27 羽口工を準用
かご工（じやかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
かご工（ふとんかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
<hr/>	
第18節 落石雪害防止工	
第4条 落石防止網工.....	10-1-11-4 落石防止網工を準用
第5条 落石防護柵工.....	10-1-11-5 落石防護柵工を準用
第6条 防雪柵工.....	10-1-11-6 防雪柵工を準用
第7条 雪崩予防柵工.....	10-1-11-7 雪崩予防柵工を準用
<hr/>	
第20節 鋼桁工	
第3条 鋼桁補強工.....	10-16-3-4 桁補強材製作工を準用
<hr/>	
第21節 橋梁支承工	
第3条 鋼橋支承工.....	10-4-5-10 支承工を準用
第4条 PC橋支承工	10-4-5-10 支承工を準用
<hr/>	
第15節 橋梁付属物工	
第3条 伸縮装置工.....	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第4条 落橋防止装置工.....	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第6条 地覆工.....	10-4-8-5 地覆工を準用
第7条 橋梁用防護柵工.....	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第8条 橋梁用高欄工.....	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第9条 檢査路工.....	10-4-8-8 檢査路工を準用
<hr/>	
第17節 現場塗装工	
第3条 橋梁塗装工.....	3-2-3-31 現場塗装工を準用
第6条 コンクリート面塗装工	3-2-3-11 コンクリート面塗装工を準用

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第2条 掘削工	掘削工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
法長 1 1 < 5m	-200					
1 ≥ 5m	法長-4%					

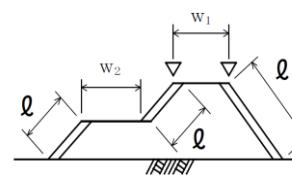
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第2条 掘削工	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		1-2-3-2
		平場	標高較差	±50	±150		
		法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160		
		法面（軟岩I）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要		
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第2条 掘削工	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2		
		平場	標高較差	±50	±300					
		法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300					
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第3条 盛土工	盛土工	基準高 ▽		-50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3		
		法長 1	1<5m	-100						
			1≥5m	法長-2%						
		幅 w ₁ , w ₂		-100						

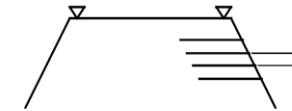
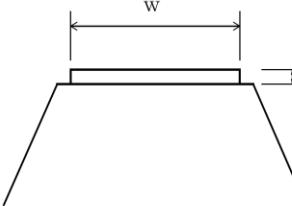
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第3条 掘削工	盛土 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
		天端	標高較差	-50	-150		
		法面 4割勾配	標高較差	-50	-170		
		法面 4割勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170		
		※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの					

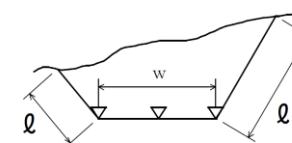
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第4条 補強土壁工	補強土壁工 (補強土 (テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土壁工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法)	基準高 ▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
		厚さ t	-50			
		控え長さ	設計値以上			
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第5条 法面整形工	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第6条 堤防天端工	堤防天端工	厚さ t	t<15cm -25 t≥15cm -50	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは、施工延長 200m につき 1ヶ所、200m 以下は 2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
		幅 w	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 第2条 掘削工	掘削工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
法長 l	1<5m					
	1≥5m					
幅 w	-200					
	法長-4%					
	-100					

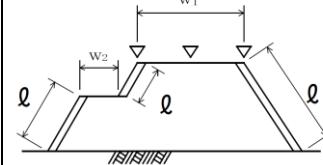
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 第2条 掘削工	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		1-2-4-2
		平場	標高較差	±50	±150	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。		
		法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160	3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		
		法面（軟I）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330	4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わるのは、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 第3条 路体盛土工 第4条 路床盛土工	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
		法長 l	1 < 5m			
			1 ≥ 5m			
		幅 w1, w2	-100			

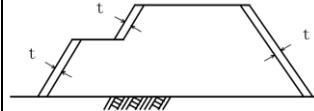
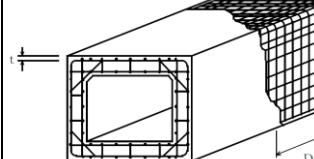
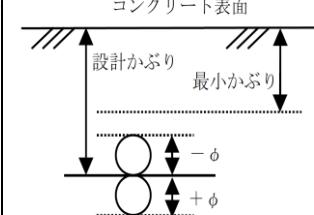
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 第3条 路体盛土工 第4条 路床盛土工	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	• 天端部の計測点 ◦ 法面部の計測点 計測密度 平面積 1点／m ²	1-2-4-3 1-2-4-4
		法面（小段含む）	標高較差	±80	±190	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	天端 小段	

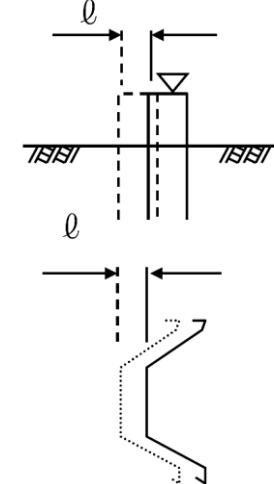
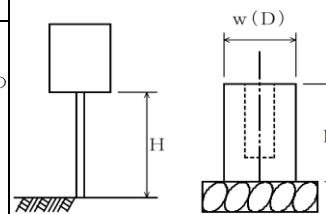
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 第5条 法面整形工	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート リート 第7節 鉄筋工 第4条 組立て	組立て	平均間隔 d かぶり t	± φ 設計かぶり ± φかつ 最小かぶり以上	$d = \frac{D}{n-1}$ <p>D:n 本間の延長 n:10 本程度とする φ : 鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに對して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編: 標準 7 編 2 章 2.1) 参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。</p> <p>注 1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注 2) 橋梁コンクリート床版桁(PC 橋含む)の鉄筋については、第 3 編 3-2-18-2 床版工を適用する。</p> <p>注 3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25m² 以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>	  <p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>	1-3-7-4

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第4条 矢板工	矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） (鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ▽ 根入長 変位 L	±50 設計値以上 100	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1ヶ所、延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第5条 縁石工	縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第6条 小型標識工	小型標識工	基準高さ H 基礎 幅 w(D) 基礎 高さ h 基礎 根入長	設計値以上 -30 -30 設計値以上	1ヶ所/1基 基礎 1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-6

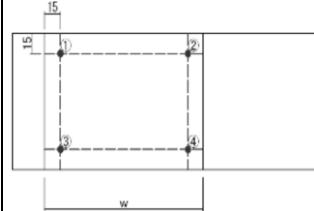
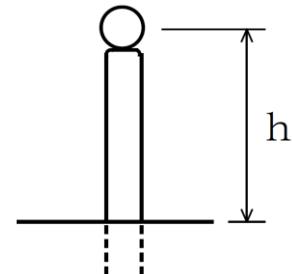
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第7条 防止柵工	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10基につき 1基、10基以下のものは 2基測定。測定箇所は 1基につき 1ヶ所測定。		3-2-3-7
			高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
			パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第8条 路側防護柵工	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8
			高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
			ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第8条 路側防護柵工	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8 ※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する
			高さ h	-30			
			延長 L	-100			
			ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第9条 区画線工	区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
		幅 w	設計値以上			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第9条 区画線工	区画線工 (溶融式カラー塗装)	厚さ t	設計値以上 (1.5mm 以上)	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9 区画線工に準拠
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第10条 道路付属物工	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	± 30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第10条 区画線工		重ね幅（w） シート固定ピン本数	設計値以上	1 施工箇所 1回		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第11条 コンクリート面塗装工	コンクリート面塗装工	塗装使用量	鋼道路橋防食便覧 II-82「表-II.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは 500m ² とする		3-2-3-11

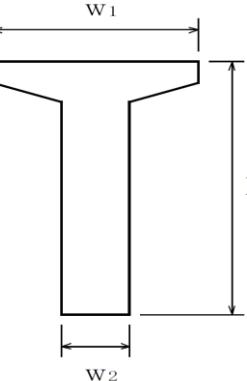
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第12条 プレテンション桁製作工	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	延長 L (m) 断面の外形寸法 横桁のそり σ_1 横方向の曲がり σ_2	$\pm L/1000$ ±5 ± 8 ± 10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図	3-2-3-12
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第12条 プレテンション桁製作工	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	延長 L (m) 断面の外形寸法 横桁のそり σ_1 横方向の曲がり σ_2	$\pm 10 \cdots L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots L > 10m$ ±5 ± 8 ± 10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図	3-2-3-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第13条 ポストテンション 桁製作工	ポストテンション桁製作工	幅（上） w1 幅（下） w2 高さ h 桁長 L 支間長	+10 -5 ±5 +10 -5 L<15…±10 L≥15… ± (L-5) かつ-30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 L：支間長（m）		3-2-3-13 注)新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m2以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第14条 プレキャストセグメント メント主桁組立工	プレキャストセグメント桁 製作工（購入工）	桁長 L 断面の外形寸法（mm）	— —	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第14条 プレキャストセグ メント主桁組立工	プレキャストセグメント主 桁組立工	桁長 L 支間長 横方向最大タワミ	L<15…±10 L≥15… ± (L-5) かつ-30mm 以内 0.8L	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする L：支間長（m）		3-2-3-14

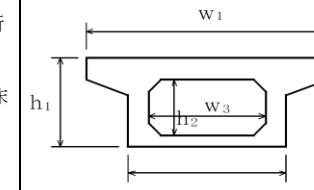
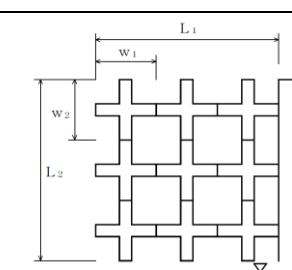
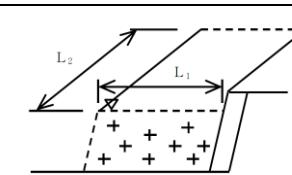
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第15条 PC ホロースラブ製作工	PC ホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、3-2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第16条 PC 箱桁製作工	PC 箱桁製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、3-2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

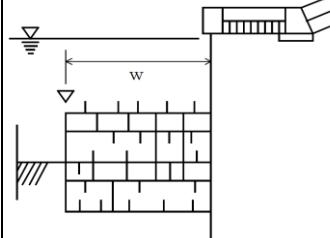
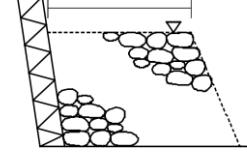
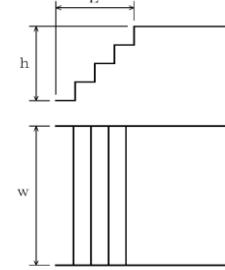
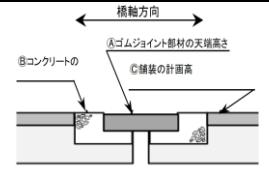
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第16条 PC押出し箱桁製作工	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w1	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、3-2-18-2床版工に準ずる。 L: 桁長(m)		3-2-3-16 注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m2以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
		幅(下) w2	-5~+30			
		内空幅 w3	±5			
		高さ h1	+10 -5			
		内空高さ h2	+10 -5			
		桁長 L	L<15…±10 L≥15… ±(L-5)かつ-30mm			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第17条 根固めブロック工	根固めブロック工	層積	基準高 ▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-3-17
			厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
			幅 w1, w2	-20		
			延長 L1, L2	-200	1施工箇所毎	
		乱積	基準高 ▽	±t/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。	
			延長 L1, L2	-t/2	1施工箇所毎	
						tは根固めブロックの高さ

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第18条 沈床工	沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎		3-2-3-18
		幅 w	±300			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第19条 捨石工	捨石工	基準高 ▽	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-19
		幅 w	-100			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第22条 階段工	階段工	幅 w	-30	1回/1 施工箇所		3-2-3-22
		高さ h	-30			
		長さ L	-30			
		段数	±0 段			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第24条 伸縮装置工	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付けの高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の 3 点 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に 3m の直 線定規で測って凹凸が 3mm 以下	 <small>据付け高:「A」と「A」の設計値との差分 仕上げ高:後打ちコンが有る場合「A」と「B」の差分、 後打ちコンが無い場合「A」と「C」の差分</small>	3-2-3-24
		表面の凹凸	3			
		仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2			

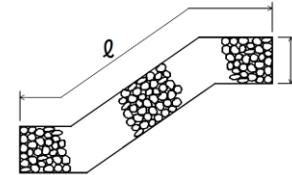
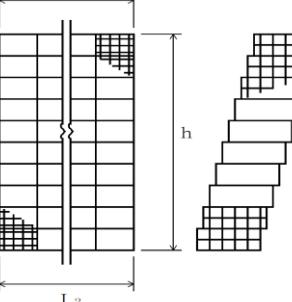
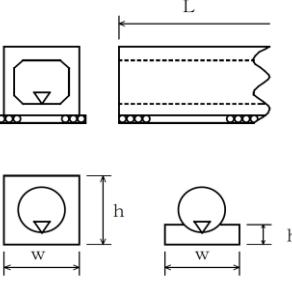
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第24条 伸縮装置工	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
			橋軸方向各点誤差の相対値	3			
		表面の凹凸		3			
			歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
		歯咬み合い部の縦方向間隔 w1		±2			
			歯咬み合い部の横方向間隔 w2	±5			
		仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第24条 伸縮装置工	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
		仕上げ高さ		舗装面に対し 0~+3			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第26条 多自然型護岸工	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 ▽		±500	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-26
		法長 l		-200			
		延長 L		-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第26条 多自然型護岸工	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 l		-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-26
		厚さ t		-0.2t			
		延長 L		-200			

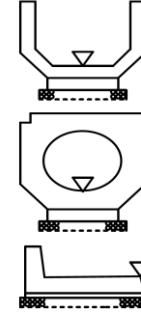
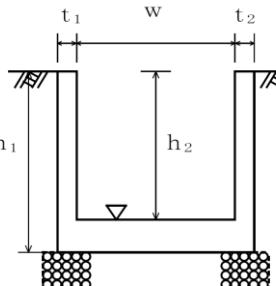
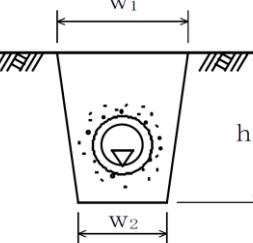
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第27条 羽口工	羽口工 (じやかご)	法長 1 $1 < 3m$	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-27
		$1 \geq 3m$	-100			
		厚さ t	-50			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第27条 羽口工	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-27
		延長 L1, L2	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第28条 プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28
		※幅 w	-50			
		※高さ h	-30			
		延長 L	-200			

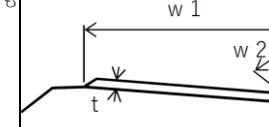
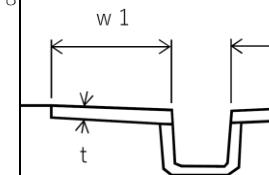
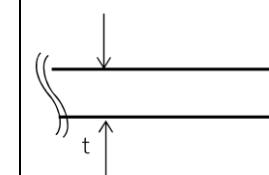
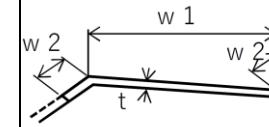
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第29条 側溝工	側溝工 (ブレキヤスト U型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
		延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第29条 側溝工	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-29
		厚さ t1, t2	-20	厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
		幅 w	-30	1施工箇所毎		
		高さ h1, h2	-30	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第29条 側溝工	側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	1施工箇所毎		3-2-3-29
		幅 w1, w2	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		
		深さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
		延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

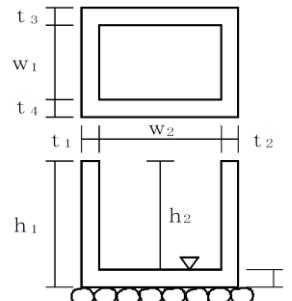
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第29条 側溝工	小段排水工	厚さ t	-20	施工延長 40m につき 1 箇所、施工延長 40m 以下の中のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
		幅 w1, w2	-30			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第29条 側溝工	縦排水工	厚さ t	-20	施工延長 40m につき 1 箇所、施工延長 40m 以下の中のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
		幅 w1, w2	-30			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第29条 側溝工	張コンクリート工	厚さ t	-20	施工延長 40m につき 1 箇所、施工延長 40m 以下の中のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第29条 側溝工	小段排水工	厚さ t	-20	施工延長 40m につき 1 箇所、施工延長 40m 以下の中のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
		幅 w1, w2	-30			

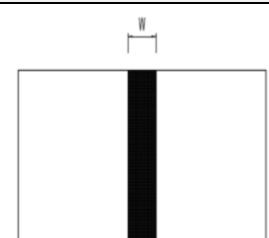
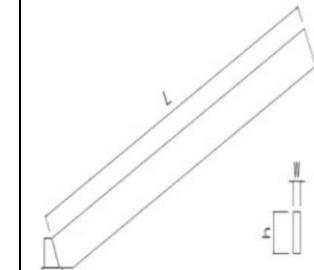
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第30条 集水樹工	集水樹工	基準高 ▽ ※厚さ t1～t5 ※幅 w1, w2 ※高さ h1, h2	±30 -20 -30 -30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第31条 現場塗装工	現場塗装工	塗装厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	a. 塗装終了時に測定。 1ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が 200m ² に満たない場合は 10m ² ごとに 1 点とする。		3-2-3-31

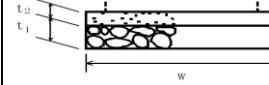
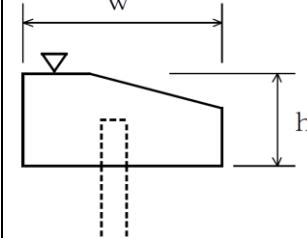
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種	土工 (遮水シート)	重ね幅	設計値以上	施工延長 25m (測点間隔 20m の場合は 20m) につき 1 箇所		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種	端止工	法長 (L<3m) 法長 (L≥3m) 幅 高さ	-50 -100 -30 -50	1 施工箇所毎		3-2-15-1 場所打撃 壁工に準拠
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種	橋梁補修工 (ひび割れ補修工)	延長 L	設計値以上	全箇所		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種	橋梁補修工 (断面修復工)	延長 L 幅 w	設計値以上	全箇所		

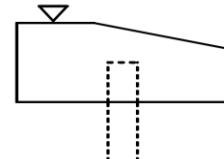
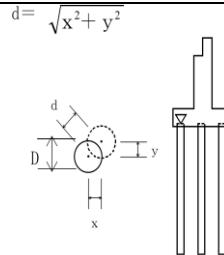
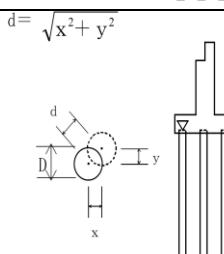
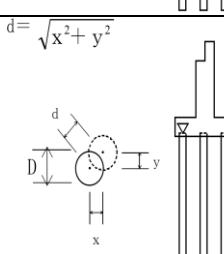
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第1条 一般事項	一般事項 (切込砂利) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w 厚さ t_1, t_2 延長 L	設計値以上 -30 各構造物の規格値による	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-1
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第3条 基礎工	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽ 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -30 -30 -200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3

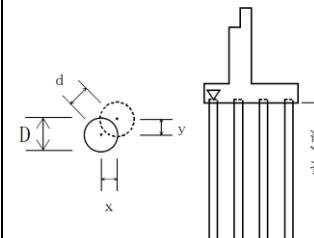
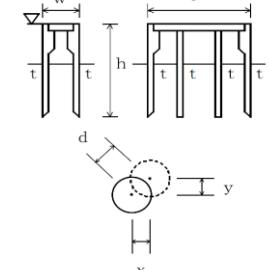
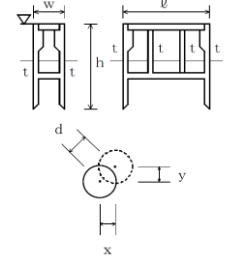
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第3条 基礎工	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第4条 既製杭工	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の 2 方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4
		根入長	設計値以上			
		偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
		傾斜	1/100 以内			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第4条 既製杭工	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4
		根入長	設計値以上			
		偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
		傾斜	1/100 以内			
		杭径 D	設計値以上			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第5条 場所打杭工	場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の 2 方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5
		根入長	設計値以上			
		偏心量 d	100 以内			
		傾斜	1/100 以内			
		杭径 D	設計値（公称径）-30 以上			

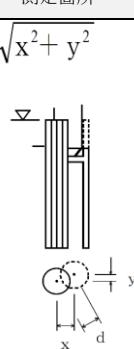
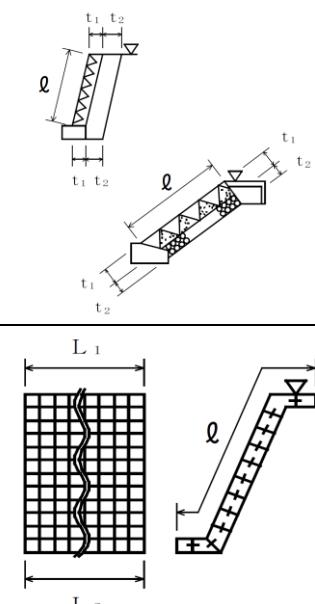
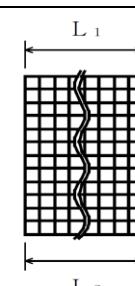
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第6条 深基礎工	深基礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-6
		根入長	設計値以上	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		
		偏心量 d	150 以内			
		傾斜	1/50 以内			
		基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第7条 オープンケーソン基礎工	オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-7
		ケーソンの長さ l	-50			
		ケーソンの幅 w	-50			
		ケーソンの高さ h	-100			
		ケーソンの壁厚 t	-20			
		偏心量 d	300 以内			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第8条 ニューマチックケーソン基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-8
		ケーソンの長さ l	-50			
		ケーソンの幅 w	-50			
		ケーソンの高さ h	-100			
		ケーソンの壁厚 t	-20			
		偏心量 d	300 以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第9条 鋼管矢板基礎工	鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9
		根入長	設計値以上			
		偏心量 d	300 以内			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第5節 石・ブロック積 (張) 工 第3条 コンクリートブロ ック工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック 積) (コンクリートブロック張 り)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所 を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の 規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
		法長 l	l < 3m l ≥ 3m			
		厚さ (ブロック積張) t1	-50			
		厚さ (裏込) t2	-50			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第5節 石・ブロック積 (張) 工 第3条 コンクリートブロ ック工	コンクリートブロック工 (連続ブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の 規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
		法長 l	-100			
		延長 L1, L2	-200			

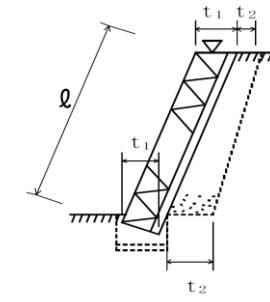
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第5節 石・ブロック積 (張)工 第3条 コンクリートブロ ック工	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
		幅 w	-100			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第5節 石・ブロック積 (張)工 第3条 コンクリートブロ ック工	コンクリートブロック工 (天端コンクリート)	幅 w	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-15-1 場所打擁 壁工に準拠
		厚さ t	-20			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第5節 石・ブロック積 (張)工 第4条 緑化ブロック工	緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
		法長 l	1<3m			
			1≥3m			
		厚さ(ブロック積張) t1	-50			
		厚さ(裏込) t2	-50			
		延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第5節 石・ブロック積 (張) 工 第5条 石積(張)工	石積(張)工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
法長 l	1 < 3m 1 ≥ 3m					
厚さ (ブロック積張) t1	-50					
厚さ (裏込) t2	-50					
延長 L	-200					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第6条 橋面防水工	橋面防水工（シート系床版 防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅 100mm 対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6

出来形管理基準及び規格値

单位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第6条 橋面防水工	橋面防水工	コンクリート床版面の乾燥状態	良好	全面目視確認	床版面全面 	道路橋床板防水便覧」(H19.3 日本道路協会)を参考		
		清掃状態	良好	全面目視確認				
		水分量 %	10%以下	300m ² を超えない範囲で 1 日 1 回実施。重ね幅の標準値を 100mm とする。 10cm 程度以上の気泡が生じた場合は、キズなどで穴をあけて押さえ込み貼付用アスファルトを塗布すること。				
		床版防水面のはがれ	異常なし					
		シワ	異常なし					
		気泡	異常なし					
		キズ	異常なし					
		重ね幅 w	-20、+50					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 每に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 每に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7			
		厚さ	-45	-45	-15	-15						
		幅	-50	-50	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	<p>幅は、延長 80m 每に 1ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m 每に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>[1]施工面積で 2,000m² 以上 10,000m² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-7			
		幅	-50	-50	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 每に 1ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m 每に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7			
			幅	-50	-50	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	<p>幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>[1] 施工面積で 2,000m² 以上 10,000m² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-7			
		幅	-25	-25	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7			
		幅	-25	-25	—	—						
		平坦性	—	—	3m プロフィルメータ — (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第7条 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さ	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3m プロフィルメータ ー (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下	3m プロフィルメータ ー (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。	3-2-6-7	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40mm 毎に 1 ケ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 每に 1 ケ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8		
		厚さ	-45	-45	-15	-15						
		幅	-50	-50	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値（x）		10 個の測定値の平均（x10） *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、各車線 200m 每に 1 ケ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8			
		幅	-50	-50	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8			

土木工事施工管理基準

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 每に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8			
		幅	-50	-50	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8			
		幅	-50	-50	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8			
		幅	-25	-25	-	-						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 每に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8			
		幅	-25	-25	—	—						
		平坦性	—	—	3m プロフィルメータ — (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3m プロフィルメータ ー (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下	3-2-6-8			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 每に 1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9			
		厚さ	-45	-45	-15	15						
		幅	-50	-50	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の 平均 (x10) *面管理の場合は 測定値の平均							
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9			
		厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、各車線 200m 每に 1 ケ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9			
		幅	-50	-50	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9			

土木工事施工管理基準

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 —	-10 —	幅は、延長 80m 每に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9			
		幅	-50	-50	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9			
		幅	-25	-25	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 每に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9			
		幅	-25	-25	—	—						
		平坦性	—	—	3m プロフィルメータ — (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き）	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3m プロフィルメータ ー (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下	3-2-6-9			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		測定値の平均 (x10)			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第10条 透水性舗装工	透水性舗装工 (路盤工)	基準高 ▽	±50		—	基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 每に 1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 每に 1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」 の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
			t<15cm	-30	-10			
			t≥15cm	-45	-15			
			-100		—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		測定値の平均 (x10)						
			中規模以上	小規模以下	中規模以上						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第10条 透水性舗装工	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	t<15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10			
			t≥15cm	±90	+50 -15						
		厚さあるいは 標高較差	t<15cm	+90 -70	+50 -10	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。					
			t≥15cm	±90	+50 -15						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)							
			中規模 以上	小規模 以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第10条 透水性舗装工	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 80m 每に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 每に 1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10			
		幅	-25	—						

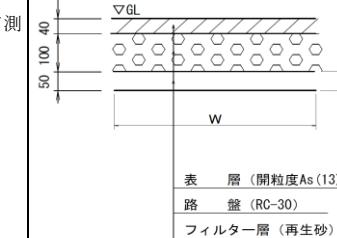
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		測定値の平均 (x10)			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第10条 透水性舗装工	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第10条 透水性舗装工	透水性舗装工 (フィルター層)	基準高 ∇	± 50	基準高は、片側延長 40m 每に 1 箇所。 厚さは、片側延長 200m 每に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 以下の間隔。	 表層（開粒度AS(13)） 路盤（RC-30） フィルター層（再生砂）	3-2-6-10-1 透水性舗装工(路盤工) に準拠
		厚さ t	-30			
		幅 w	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11条 ゲースアスファルト舗装工	ゲースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11			
		幅	-50	-50	—	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11条 グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11条 ゲースアスファルト舗装工	ゲースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11			
		幅	-25	-25	-	-						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11条 ゲースアスファルト舗装工	ゲースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11条 ゲースアスファルト舗装工	ゲースアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 每に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11			
		幅	-25	-25	—	—						
		平坦性	—	—	3m プロフィルメータ — (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11条 ゲースアスファルト舗装工	ゲースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3m プロフィルメータ ー (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上でその管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200m 每に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 每に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12			
		厚さ	-45		-15							
		幅	-50		—							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。	3-2-6-12			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 每に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12			
		幅	-50		-							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。	3-2-6-12			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12			
		幅	-50		-							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12			
		幅	-25		-							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3		1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。			3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-	-3.5	-	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 每に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12			
		幅	-25	-	-	-						
		平坦性	-	コンクリートの硬化後 3m プロフィルメーターにより機械舗設の場合 (δ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (δ) 1.75mm 以下	-	-						
		目地段差	-	±2	-	-						
		-	-	-	-	-						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	コンクリートの硬化後 3m プロフィルメーターにより機械舗設の場合 (δ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (δ) 3mm 以下	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12			
		平坦性	—	—								
		目地段差	±2	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。							

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高 ▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m 每に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 每に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12			
		厚さ	-45		-15							
		幅	-50		—							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。	3-2-6-12			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 每に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 每に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12		
		幅	-50		-							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12			
		幅	-50		-							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		3-2-6-12		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12			
		幅	-25		-							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3		1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。	3-2-6-12			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-	-4.5	-	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12			
		幅	-35	-	-	-						
		平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後 3m プロフィルメーターにより (δ) 2.4mm 以下	-	-						
		目地段差	-	±2	-	±2						
		-	-	-	-	-						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12			
		平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後 3m プロフィルメーターにより (δ) 2.4mm 以下							
		目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第13条 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m 每に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m 每に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 每に 1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13			
		厚さ	-45		-15							
		幅	-50		—							
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第13条 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 每に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 每に 1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13			
		幅	-50		—							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第13条 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13			
		幅	-50		-							
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第13条 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13			
		幅	-50		-							
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第13条 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-6-13				
		幅	-25		-							

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第14条 ブロック舗装工	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m 每に 1 ケ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m 每に 1 ケ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14			
		厚さ	-45		-15							
		幅	-50		—							
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第14条 ブロック舗装工	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、各車線 200m 每に 1 ケ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14			
		幅	-50		—							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第14条 ブロック舗装工	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ 幅	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14			
			-50		-							
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第14条 ブロック舗装工	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ 幅	-15	-20	-5		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14				
			-50		-							
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第14条 ブロック舗装工	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ 幅	-9	-12	-3		幅は、延長 80m 每に 1 ケ所の割とし、厚さは、1000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14				
			-25		-							

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)		測定値の平均 (x̄)							
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第15条 路盤切削工	路盤切削工		厚さ t	-7	-2		<p>厚さは 40m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-6-15			
			幅 w	-25	—							
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第15条 路盤切削工	路盤切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ		厚さ t (標高較差)	-17 (17)	-2 (2)		<ol style="list-style-type: none"> 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 幅は、延長 40m 每に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 		3-2-6-15			
			幅 w	-25	—							
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第16条 舗装打換え工	舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50			<p>各層毎 1ヶ所/1施工箇所</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-6-16			
			延長 L	-100								
			厚さ t	該当工種								
		舗装工	幅 w	-25								
			延長 L	-100								
		厚さ t	該当工種									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要				
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均								
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第17条 オーバーレイ工	オーバーレイ工	厚さ t	-9				厚さは 40m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、延長 80m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17				
		幅 w	-25										
		延長 L	-100										
		平坦性	-	3m プロフィルメータ ー (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下									
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第 17 条 オーバーレイ工	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。				3-2-6-17				
		平坦性	-	3m プロフィルメータ ー (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下									

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第2条 路床安定処理工	路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長 40m 每に 1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)。		3-2-7-2
		施工厚さ	-50			
		幅 w	-100			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第3条 置換工	置換工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
		置換厚さ t	-50			
		幅 w	-100			
		延長 L	-200			

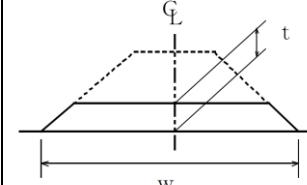
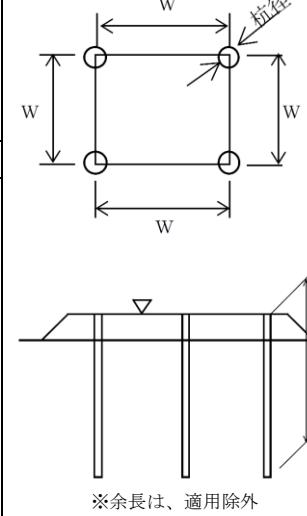
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第4条 表層安定処理工	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。 W. (L) は施工延長 40m につき 1 ケ所、80m 以下のものは 1 施工箇所につき 3 箇所。 (L) はセンターイン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4
		法長 L	-500			
		天端幅 w	-300			
		天端延長 L	-500			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第4条 表層安定処理工	表層安定処理工 (ICT 施工の場合)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)		3-2-7-4
		法長 L	-500			
		天端幅 w	-300			
		天端延長 L	-500			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第5条 パイルネット工	パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
		厚さ t	-50			
		幅 w	-100			
		延長 L	-200			

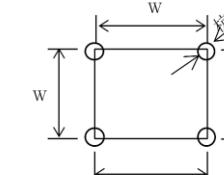
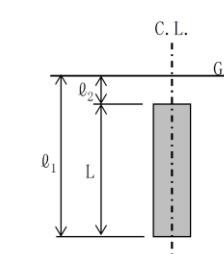
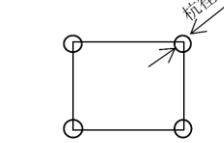
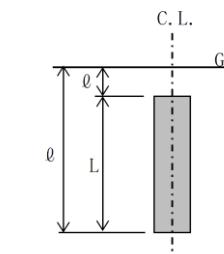
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第6条 サンドマット工	サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
		幅 w	-100			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第7条 パーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 第8条 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	パーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-7-7 3-2-7-8
		杭径 D	設計値以上			
		打込長さ h	設計値以上			
		サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第9条 固結工	固結工 (粉体噴射搅拌工) (スラリー搅拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50	100 本に 1 ケ所。 100 本以下は 2 ケ所測定。 1 ケ所に 4 本測定。		3-2-7-9
		位置・間隔 w	D/4 以内			
		杭径 D	設計値以上			
		深度 L	設計値以上	全本数 $L=11-12$ 11 は改良体先端深度 12 は改良端天端深度		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第9条 固結工	固結工 (スラリー搅拌工) 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー搅拌工)・バーチカルドレーン工編」による管理の場合	基準高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
		位置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置 管理表により設計杭芯位置と施工した 杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
		杭径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の搅拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
		改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果 表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

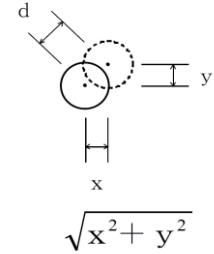
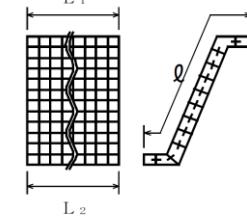
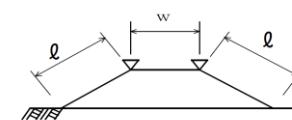
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第9条 固結工	固結工 (中間混合処理)	基準高 ▽ 施工厚さ t 幅 w 延長 L	設計値以上 設計値以上 設計値以上 設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき 1ヶ所、又は施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長 40m(50m) 以下のものは、 1施工箇所につき 2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認(実測は不要)。		3-2-7-9
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第5条 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽ 根入長	±100 設計値以上	基準高は施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m(又は 50m) 以下のものは、 1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5

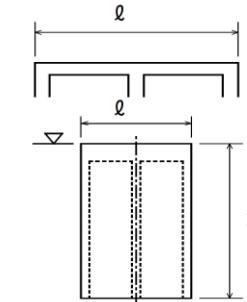
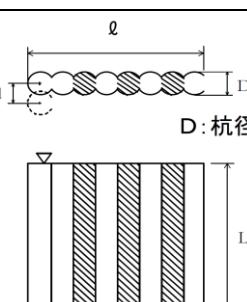
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第5条 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (アンカーア)	掘削深さ 1 配置誤差 d	設計深さ以上 100	全数	 $\sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-10-5
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第5条 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (連筋ブロック張り工)	法長 1 延長 L1, L2	-100 -200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-10-5
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第5条 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (締切盛土工)	基準高 ▽ 天端幅 w 法長 1	-50 -100 -100	施工延長 50m につき 1ヶ所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第5条 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長 50m につき 1ヶ所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第9条 地中連続壁工	地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-9
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第9条 地中連続壁工	地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-9
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第1条 鋳造費	鋳造費（金属支承工）	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定。 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1 次頁に続く

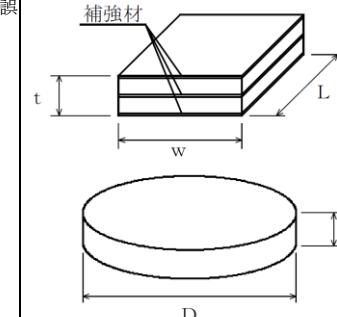
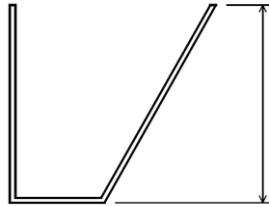
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第1条 鋳造費	鋳造費（金属支承工）	放し寸法 アーチ アンバーカー用 ボルト（鋳）	ドリル加工孔	<p>≤100mm</p> <p>+3 -1</p> <p>>100mm</p> <p>+4 -2</p>	<p>製品全数を測定。</p> <p>※1) ガス切断寸法を準用する。</p> <p>※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。</p> <p>※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする。</p> <p>※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。</p> <p>※5) 組立て後に測定。</p>		3-2-12-1
				孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13		
		セボンスタ		ボスの直径	+0 -1	詳細は道路橋支承便覧参照	
				ボスの高さ	+1 0		
		ボス ※5		ボスの直径	+0 -1		
				ボスの高さ	+1 -1		
				上沓の橋軸及び橋軸直角 方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13		
		全 移 動 量 1 ※4		1≤300mm	±2		
				I>300mm	±1/100		
				上, 下面加工仕上げ	±3		
		組立 高さ H	構造用 コンクリート	H≤300mm	±3		
				H>300mm	(H/200+3) 少数点以下切り捨て		
		普通寸法		鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14		
				鋳放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT15		
				削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級		
				ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第1条 鋳造費	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅 w 長さ L 直径 D	W, L, D \leq 500 500 < w, L, D \leq 1500mm 1500 < w, L, D t \leq 20mm 20 < t \leq 160 160 < t w, L, D \leq 1000mm 1000mm < w, L, D	0 ~ +5 0 ~ +1% 0 ~ +15 ± 0.5 $\pm 2.5\%$ ± 4 1 (w, L, D) /1000	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第1条 仮設材製作工	仮設材製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第1条 刃口金物製作工	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	外周長 L (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$ $\pm (10+L/10)$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1

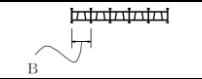
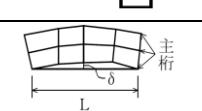
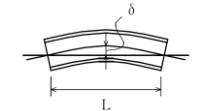
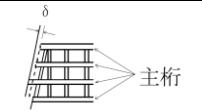
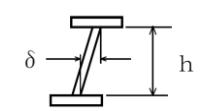
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
				鋼桁等	トラス・アーチ等		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第3条 桁製作工	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	板の平面度 δ (mm)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-12-3
			鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。		
			箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$	h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
		部材長 l (m)	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-2-12-3
			鋼桁	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$			
		トラス、アーチなど	トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 3 \cdots 1 > 10$			3-2-12-3
			圧縮材の曲がり δ (mm)	$1/1000$	主要部材全数を測定。 l : 部材長 (mm)		
<p>※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値の h、b、w に代入する数値は mm 単位の数値とする。</p>							

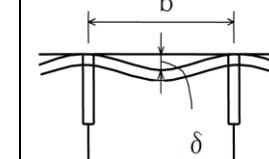
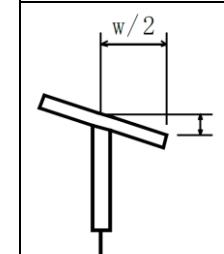
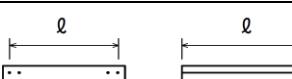
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
				鋼桁等	トラス・アーチ等		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第3条 桁製作工	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L(m) 支間長 Ln(m)	± (10+L/10) ± (10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。		3-2-12-3
			主桁、主構の中心間距離 B(m)	±4……B≤2 ± (3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-3
			主構の組立高さ h(m)	±5……h≤5 ± (2.5+h/2) ……h>5	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
			主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5……L≤100 25……L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)		3-2-12-3
			主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5……L≤20 -5~+10……20<L≤40 -5~+15……40<L≤80 -5~+25……80<L≤200	各主桁について 10~12m 間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)		3-2-12-3
			主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		3-2-12-3
			主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm) 支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		3-2-12-3
※規格値の L、B、h に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。							

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第3条 桁製作工	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-3
板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板		$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。			
フランジの直角度 δ (mm)	箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート		$b/150$	h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
	フランジの直角度 δ (mm)		$w/200$				
部材長 l (m)	鋼桁		$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	主要部材全数を測定。			

※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。
ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値の h 、 b 、 w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

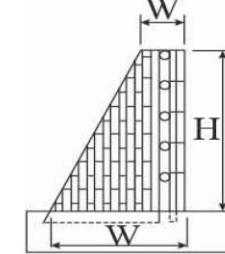
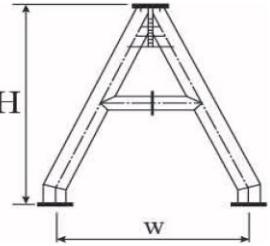
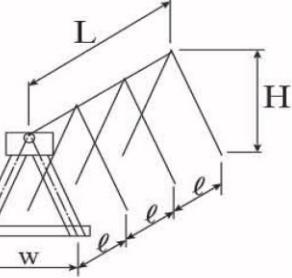
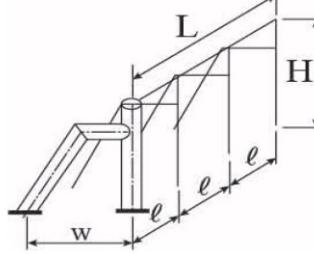
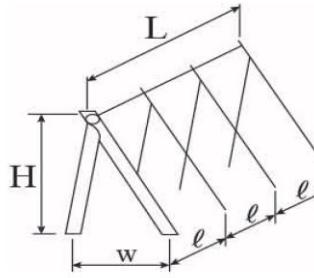
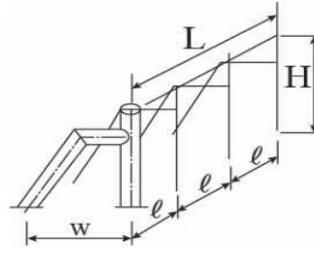
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第3条 桁製作工	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
		堤長 L	±30			
		堤長 l	±10			
		堤幅 W	±30			
		堤幅 w	±10			
		高さ H	±10			
		ベースプレートの高さ	±10			
		本体の傾き	±H/500			

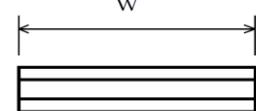
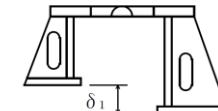
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第3条 构製作工	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))			  	  	3-2-12-3

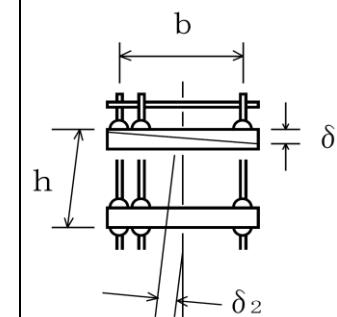
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第4条 検査路製作工	検査路製作工	部材	部材長 l(m)	±3…1≤10 ±4…1>10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第5条 鋼製伸縮継手製作工	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w(m)	0～+30	製品全数を測定。		3-2-12-5
			組合せる伸縮装置との高さの差 δ1 (mm)	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。		
		仮組立時	フインガーの食い違い δ2 (mm)	±2		(実測値) δ2 	

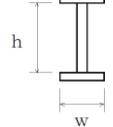
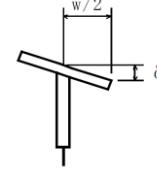
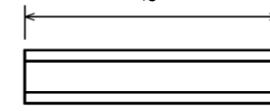
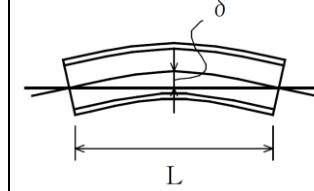
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第6条 落橋防止装置製作工	落橋防止装置製作工	部材	部材長 1(m)	$\pm 3\cdots 1 \leq 10$ $\pm 4\cdots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第7条 橋梁用防護柵製作工	橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 1(m)	$\pm 3\cdots 1 \leq 10$ $\pm 4\cdots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第8条 アンカーフレーム製作工	アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (m)	b/500	軸心上全数測定。		3-2-12-8

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第9条 プレビーム用桁製作工	プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-9
			フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
			部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
		仮組立時	主桁のそり δ	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について 10~12m 間隔を測定。		3-2-12-9
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第10条 鋼製排水管製作工	鋼製排水管製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10

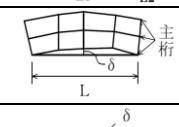
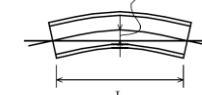
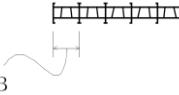
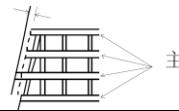
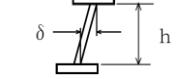
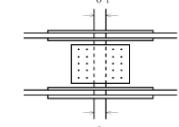
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第11条 工場塗装工	工場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッヂペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500m²とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が 200m²に満たない場合は 10m²ごとに 1 点とする。</p>		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
				鋼桁等	トラス・アーチ等		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第13節 橋梁架設工 第1条 架設工	架設工（鋼橋） (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L(m) 支間長 Ln(m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。		単径間の場合 	3-2-13-1
		通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)			
		そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)			
		※主桁、主構の中心間距離 B(m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2)… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
		※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
		※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ(mm)			
		※現場継手部のすき間 δ ₁ 、δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ 、δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)			
※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第13節 橋梁架設工 第1条 架設工	架設工（コンクリート橋） (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全長・支間 桁の中心間距離 そり	— — —	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間に測定。 主桁を全数測定。		3-2-13-1
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第2条 植生工	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 1	1<5m 1≥5m	-200 法長の-4%	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2
		盛土法長 1	1<5m 1≥5m	-100 法長の-2%		
			延長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	

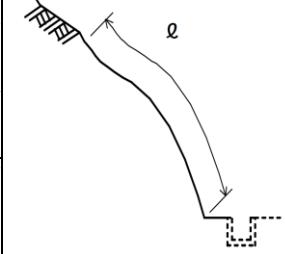
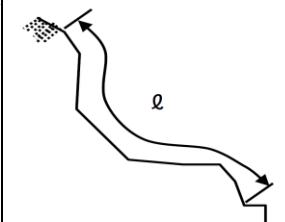
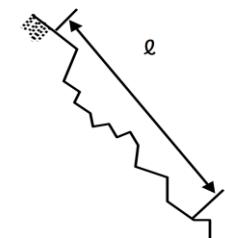
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14 節 法面工共通 第2条 植生工	植生工 (植生機材吹付工) (客土吹付工)	法長 1	1<5m 1≥5m	-200 法長の-4%	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
		厚さ t	t<5cm t≥5cm	-10 -20	施工面積 200m ² につき 1ヶ所、面積 200m ² 以下のものは、1施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	
			延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
						3-2-14-2

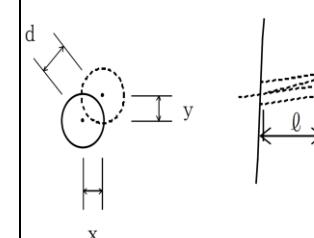
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14 節 法面工共通 第3条 吹付工	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 L 1 < 3m 厚さ t $t < 5\text{cm}$ $t \geq 5\text{cm}$	-50 -100 -10 -20	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 200m ² につき 1ヶ所以上、200m ² 以下は 2ヶ所をせん孔により測定。 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	  	3-2-14-3
		延長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

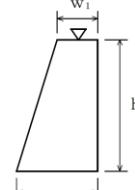
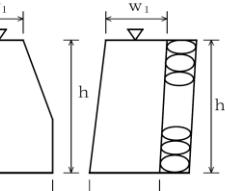
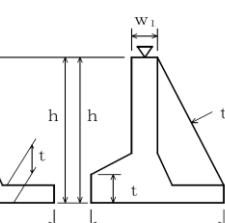
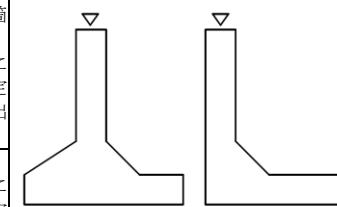
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第4条 法枠工	法枠工 (現場打法枠工) (現場打吹付法枠工)	法長 1	1<10m 1≥10m	-100 -200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	3-2-14-4 曲線部は設計図書による
		幅 w	-30	枠延長 100m につき 1ヶ所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
		高さ h	-30	計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
		枠中心間隔 a	±100	1 施工箇所毎		
		延長 L	-200	計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第4条 法枠工	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 1	1<10m 1≥10m	-100 -200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	3-2-14-4
		延長 L	-200	1 施工箇所毎		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第6条 アンカーワーク	アンカーワーク	削孔深さ 1	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する。
		配置誤差 d	100			
		せん孔方向 θ	±2.5 度			

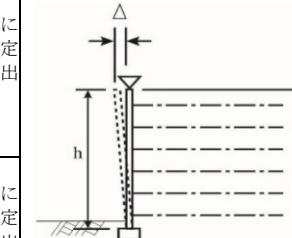
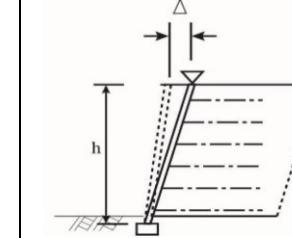
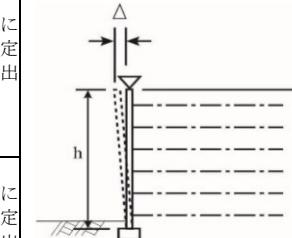
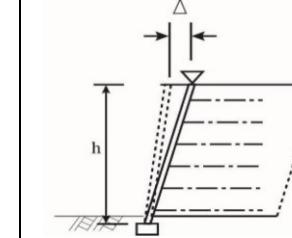
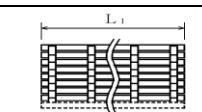
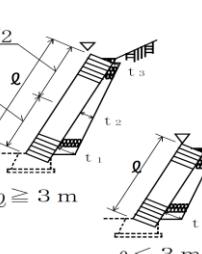
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第15節 擁壁工共通 第1条 場所打擁壁工	場所打擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	  	3-2-15-1
		厚さ t	-20			
		裏込厚さ	-50			
		幅 w1, w2	-30			
		高さ h	h < 3m			
			h ≥ 3m			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第15節 擁壁工共通 第2条 プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2
		延長 L	-200			

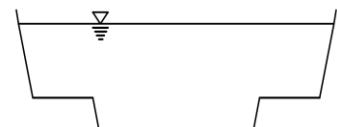
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第15節 擁壁工共通 第3条 補強土壁工	補強土壁工 (補強土 (テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用い た補強土工法)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。	 	3-2-15-3
高さ h h < 3m	-50					
h ≥ 3m	-100					
鉛直度 △	±0.03h かつ ±300 以内					
控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上					
延長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。	 	3-2-15-3		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第15節 擁壁工共通 第4条 井桁ブロック工	井桁ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。	 	3-2-15-4
法長 l 1 < 3m	-50					
1 ≥ 3m	-100					
厚さ t1, t2, t3	-50					
延長 L1, L2	-200					

出来形管理基準及び規格値

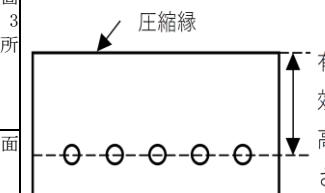
単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第16節 浚渫工共通 第3条 浚渫船運転工	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気船 基準高 ▽ ディーゼル船	200ps 500ps 1000ps 250ps 420ps 600ps 1350ps 幅 延長	-800～+200 -1000～+200 -1200～+200 -800～+200 -1000～+200 -1200～+200 -200 -200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第16節 浚渫工共通 第3条 浚渫船運転工	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (パックハウ浚渫船)	基準高 ▽ 幅 延長	+200 以下 -200 -200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	

出来形管理基準及び規格値

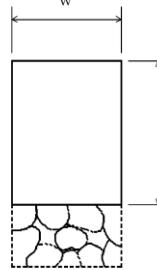
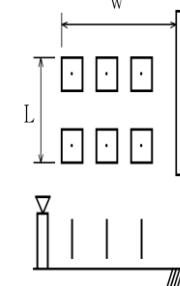
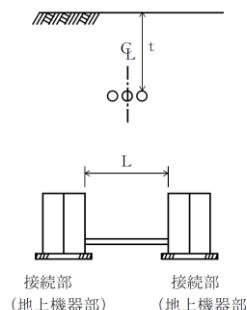
単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第16節 浚渫工共通 第3条 浚渫船運転工	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3
		標高較差	0以下 +400以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第18節 床版工 第2条 床版工	床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10m ² に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2
		幅 w	0~+30			
		厚さ t	-10~+20			
		鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
		鉄筋の有効高さ	±10			
		鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
		上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			



出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 第7節 法覆護岸工 第4条 護岸付属物工	護岸付属物工	幅 w 高さ h	-30 -30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 第10節 水制工 第8条 杣出し水制工	杣出し水制工	基準高 ▽ 幅 w 方向 延長 L	±50 ±300 ±7° -200	1組毎		6-1-10-8
第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 第13節 光ケーブル配管工 第3条 配管工	配管工	埋設深 t 延長 L	0~+50 -200	接続部(地上機器部)間毎1ヶ所。 統部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		6-1-13-3

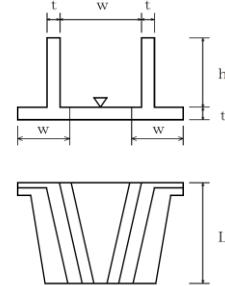
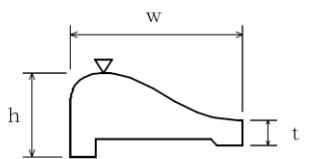
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 河川編 第一章 築堤・護岸 第13節 光ケーブル配管工 第4条 ハンドホール工	ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場所		6-1-13-4
		※厚さ t1～t2	-20			
		※幅 w1, w2	-30			
		※高さ h1, h2	-30			
第6編 河川編 第3章 桶門・桶管 第5節 桶門・桶管本体工 第6条 函渠工	函渠工 (本体工)	基準高 ▽	±30	柔構造桶門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
		厚さ t1～t2	-20			
		幅 w1, w2	-30			
		内空幅 w3	-30			
		内空高 h1	±30			
		延長 L	-200			
第6編 河川編 第3章 桶門・桶管 第5節 桶門・桶管本体工 第6条 函渠工	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		6-3-5-6
		延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 河川編 第3章 桶門・桶管 第5節 桶門・桶管本体工 第7条 翼壁工 第8条 水叩工	翼壁工 水叩工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
		厚さ t	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h	±30			
		延長 L	-50			
第6編 河川編 第4章 水門 第6節 水門本体工 第7条 床版工 第8条 壁柱工 第9条 門柱工 第10条 ゲート操作台工 第11条 胸壁工	床版工 壁柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
		厚さ t	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h	±30			
		延長 L	-50			
第6編 河川編 第5章 堤 第6節 可動堰本体工 第13条 閘門工 第14条 土砂吐工		基準高 ▽	±30			6-5-6-13 6-5-6-14
		厚さ t	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h	±30			
		延長 L	-50			
第6編 河川編 第5章 堤 第7節 固定堰本体工 第8条 堤本体工 第9条 水叩工 第10条 土砂吐工	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
		厚さ t	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h	±30			
		延長 L	-50			
			-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 河川編 第5章 堤 第8節 魚道工 第3条 魚道本体工	魚道本体工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、40m（又は 50m）以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		6-5-8-3
		厚さ t1, t2	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h1, h2	-30			
		延長 L	-200			
第6編 河川編 第5章 堤 第9節 管理橋下部工 第2条 管理橋橋台工	管理橋橋台工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
		厚さ t	-20			
		天端幅 w1 (橋軸方向)	-10			
		天端幅 w2 (橋軸方向)	-10			
		敷幅 w3 (橋軸方向)	-50			
		高さ h1	-50			
		胸壁の高さ h2	-30			
		天端長 l1	-50			
		敷長 l2	-50			
		胸壁間距離 l	±30			
		支点長及び 中心線の変化	±50			

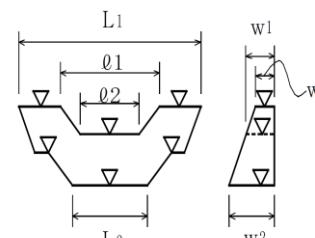
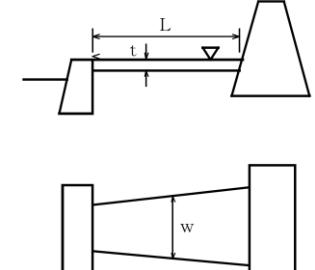
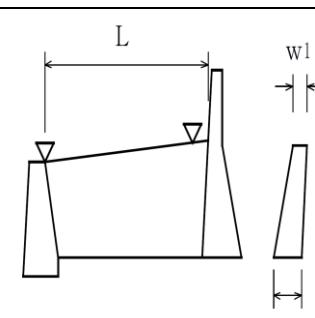
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 河川編 第6章 排水機場 第4節 機場本体工 第6条 本体工	本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
		厚さ t	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h1, h2	±30			
		延長 L	-50			
第6編 河川編 第6章 排水機場 第4節 機場本体工 第7条 燃料貯油槽工	燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
		厚さ t	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h	±30			
		延長 L	-50			
第6編 河川編 第6章 排水機場 第5節 沈砂池工 第7条 コンクリート床版工	コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
		厚さ t	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h	±30			
		延長 L	-50			

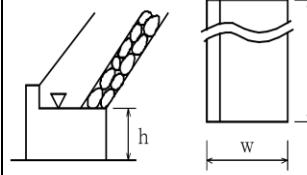
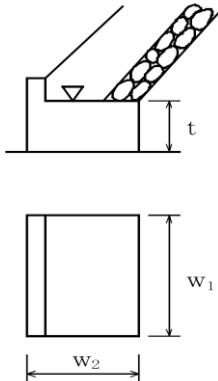
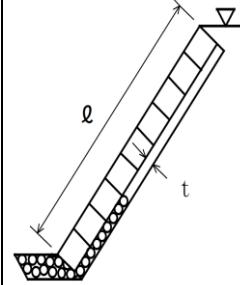
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
第6編 河川編 第7章 床止め・床固め 第4節 床止め工 第6条 本体工	本体工 (床固め本体工)	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-7-4-6		
		天端幅 w1, w3	-30					
		堤幅 w2	-30					
		堤長 L1, L2	-100					
		水通し幅 l1, l2	±50					
第6編 河川編 第7章 床止め・床固め 第4節 床止め工 第8条 水叩工	水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8		
		厚さ t	-30					
		幅 w	-100					
		延長 L	-100					
第6編 河川編 第7章 床止め・床固め 第5節 床固め工 第6条 側壁工	側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6		
		天端幅 w1	-30					
		堤幅 w2	-30					
		長さ L	-100					

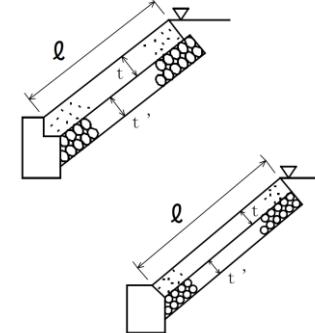
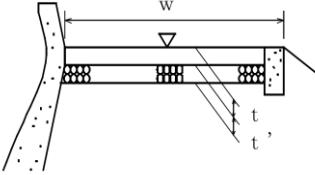
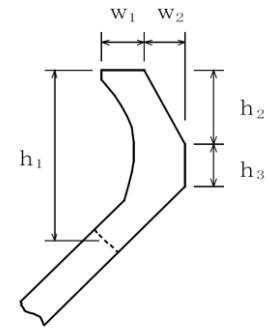
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第5節 護岸基礎工 第5条 場所打コンクリート工	場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。		7-1-5-5
		幅 w	-30			
		高さ h	-30			
		延長 L	-200			
第7編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第5節 護岸基礎工 第6条 海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	ブロック個数 40 個につき 1 ケ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。		7-1-5-6
		ブロック厚 t	-20			
		ブロック縦幅 w1	-20			
		ブロック横幅 w2	-20			
		延長 L	-200			
第7編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第6節 護岸工 第4条 海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4
		法長 l	1<5m			
			1≥5m			
		厚さ t	-50			
		延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第6節 護岸工 第5条 コンクリート被覆工	コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5
		法長 l	1<3m			
			-50			
		厚さ t	1≥3m			
			-100			
		t<100	-20			
		t≥100	-30			
		裏込材厚 t'	-50			
		延長 L	-200			
第7編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第8節 天端被覆工 第2条 コンクリート被覆工	コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-8-2
		幅 w	-50			
		厚さ t	-10			
		基礎厚 t'	-45			
		延長 L	-200			
第7編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第9節 波返工 第3条 波返工	波返工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-9-3
		幅 w1, w2	-30			
		高さ h<3m h1, h2, h3	-50			
		高さ h≥3m h1, h2, h3	-100			
		延長 L	-200			

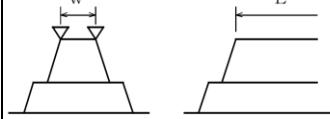
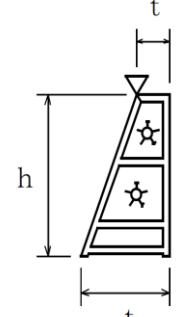
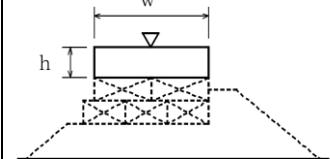
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第4節 突堤基礎工 第4条 捨石工	捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。	7-2-4-4
			表面均し	±100		
			異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500		
			異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300		
			異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500		
			異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300		
		法長 L	-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	7-2-4-4	
		天端幅 w1	-100			
		天端延長 L	-200			
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第4節 突堤基礎工 第5条 吸出し防止工	吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。	7-2-4-5	
		延長 L	-500			
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第5節 突堤本体工 第2条 捨石工	捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。	7-2-5-2
			異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300		
		法長 L	-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
		天端幅 w1	-100			
		天端延長 L1	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第5節 突堤本体工 第5条 海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	(層積) ブロック 規格 26t 未満 ±300 (層積) ブロック 規格 26t 以上 ±500 (乱積) ±ブロックの高さの 1/2	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
		天端幅 w	-ブロックの高さの 1/2			
		天端延長 L	-ブロックの高さの 1/2			
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第5節 突堤本体工 第9条 石碎工	石碎工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-5-9
		厚さ t	-50			
		高さ h h < 3m	-50			
		h ≥ 3m	-100			
		延長 L	-200			
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第5節 突堤本体工 第10条 場所打コンクリート工	場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-5-10
		幅 w	-30			
		高さ h	-30			
		延長 L	-200			

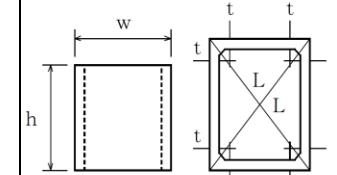
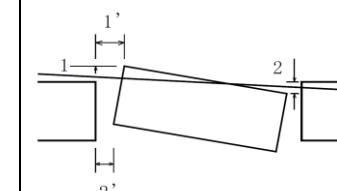
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第5節 突堤本体工 第11条 ケーソン工	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	碎石、砂	±100	各室中央部1ヶ所	7-2-5-11
		コンクリート	±50			
		壁厚 t1	±10	底版完成時、各壁1ヶ所		
		幅 w	+30、-10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
		高さ h1	+30、-10	完成時、四隅		
		長さ L	+30、-10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
		底版厚さ t2	+30、-10	底版完成時、各室中央部1ヶ所		
		フーチング高さ h2	+30、-10	底版完成時、四隅		
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第5節 突堤本体工 第11条 ケーソン工	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1, 2	ケーソン重量2000t未満 ±100 ケーソン重量2000t未満 ±150	据付完了後、両端2ヶ所	7-2-5-11	
		据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000t未満 100以下 ケーソン重量2000t未満 200以下	据付完了後、天端2ヶ所		
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第5節 突堤本体工 第11条 ケーソン工	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)	7-2-5-11
			水上	±50		
			厚さ t	±30		
			幅 w	±30		
			長さ L	±30		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第5節 突堤本体工 第12条 セルラー工	セルラー工 (セルラー製作工)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
		幅 w	+20、-10			
		高さ h	+20、-10			
		長さ L	+20、-10			
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第5節 突堤本体工 第12条 セルラー工	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入り 1、2	±50	据付後ブロック 1 個に 2 ヶ所 (各段毎)		7-2-5-12
		隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下			
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第5節 突堤本体工 第12条 セルラー工	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高 ▽	陸上	±30	1 室につき 1 ヶ所 (中心)	7-2-5-12
			水中	±50		
		厚さ t	±30			
		幅 w	±30			
		長さ L	±30			
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第6節 根固め工 第2条 捨石工	捨石工	基準高 ▽	異形ブロック据付 面 (乱積) の高さ	±500	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。 幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	7-2-6-2
			異形ブロック据付 面 (乱積) 以外の 高さ	±300		
		法長 l	-100			
		天端幅 w	-100			
		天端延長 L	-200			

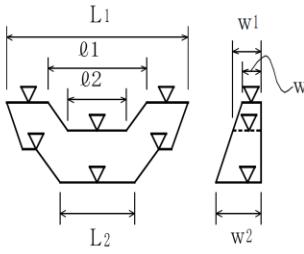
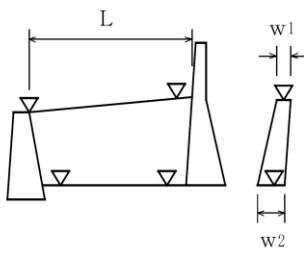
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第6節 根固め工 第3条 根固めブロック工	根固めブロック工	基準高	層積	±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。 1工箇所毎	7-2-6-3
		乱積	± t / 2			
		厚さ t	-20			
		幅 w1	層積	-20		
		w2	乱積	- t / 2		
		延長 L1	層積	-200		
		L2	乱積	- t / 2		
第7編 河川海岸編 第2章 突堤・人工岬 第7節 消波工 第3条 消波ブロック工	消波ブロック工	基準高	層積	±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。	7-2-7-3
		乱積	± t / 2			
		厚さ t	-20			
		幅 w1, w2	-20			
		延長 L1, L2	-200			
第7編 河川海岸編 第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） 第3節 海域堤基礎工 第3条 捨石工	捨石工	基準高	本均し	±50	施工延長 10m につき、1測点当たり 5点以上測定。 幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	7-3-3-3
		荒均し	異形ブロック付面（乱積）の高さ	±500		
			異形ブロック付面（乱積）以外の高さ	±300		
		被覆均し	異形ブロック付面（乱積）の高さ	±500		
			異形ブロック付面（乱積）以外の高さ	±300		
			法長 l	-100		
			天端幅 w1	-100		
			天端延長 L	-100		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第3節 工場製作工 第4条 鋼製堰堤仮設材製作工	鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 l(m)	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第8節 コンクリート堰堤本体工 第4条 コンクリート堰堤本体工	コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽ 天端部 w1, w3 堤防 w2 水通しの幅 l1, l2 堤長 L1, L2	± 30 -30 ± 50 -100	図面の寸法表示箇所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第8節 コンクリート堰堤工 第6条 コンクリート側壁工	コンクリート側壁工	基準高 ▽ 幅 w1, w2 長さ L	± 30 -30 -100	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-6

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 砂防籠 第1章 砂防堰堤 第8節 コンクリート堰堤工 第8条 水叩工	水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8
		幅 w	-100	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
		厚さ t	-30	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
		延長 L	-100			
第8編 砂防籠 第1章 砂防堰堤 第9節 鋼製堰堤工 第5条 鋼製堰堤本体工	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
		長さ l1, l2	±100			
		幅 w1, w3	±50			
		下流側倒れ △	±0.02H1			
		袖高 ▽	±50			
		幅 w2	±50			
		下流側倒れ △	±0.02H2			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 砂防籠 第一章 砂防堰堤 第9節 鋼製堰堤工 第5条 鋼製堰堤本体工	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5

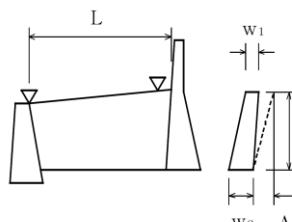
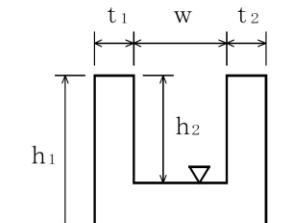
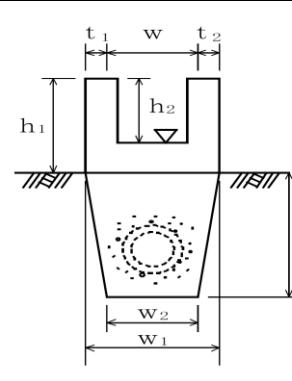
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 砂防籠 第一章 砂防堰堤 第9節 鋼製堰堤工 第5条 鋼製堰堤本体工	鋼製堰堤本体工 (透過型)					8-1-9-5

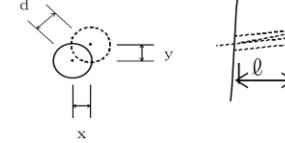
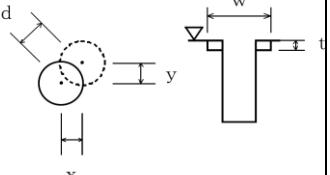
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 砂防編 第一章 砂防堰堤 第9節 鋼製堰堤工 第6条 鋼製側壁工	鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
		長さ L	±100			
		幅 w1, w2	±50			
		下流側倒れ △	±0.02H			
		高さ h h<3m	-50			
			-100			
第8編 砂防編 第二章 流路 第5節 床固め工 第8条 魚道工	魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		8-2-5-8
		幅 w	-30			
		高さ h1, h2	-30			
		厚さ t1, t2	-20			
		延長 L	-200			
第8編 砂防編 第三章 斜面対策 第6節 山腹水路工 第4条 山腹明暗渠工	山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		8-3-6-4
		厚さ t1, t2	-20			
		幅 w	-30			
		幅 w1, w2	-50			
		高さ h1, h2	-30			
		深さ h3	-30			
		延長 L	-200			

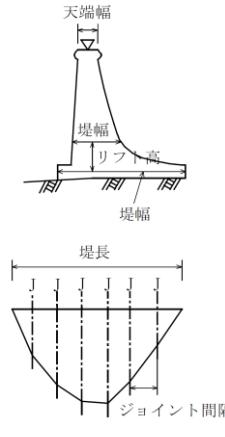
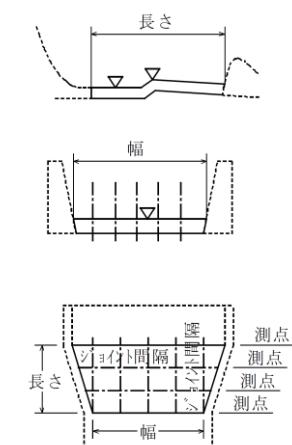
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 砂防籠 第3章 斜面対策 第7節 地下水排除孔 第4条 集排水ボーリング工	集排水ボーリング工	削孔深さ l 配置誤差 d せん孔方向 θ	設計値以上 100 ±2.5 度	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
第8編 砂防籠 第3章 斜面対策 第7節 地下水排除孔 第5条 集水井工	集水井工	基準高 ▽ 偏心量 d 長さ L 巻立て幅 w 巻立て厚さ t	±50 150 -100 -50 -30	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
第8編 砂防籠 第3章 斜面対策 第9節 抑止杭工 第6条 合成杭工	合成杭工	基準高 ▽ 偏心量 d	±50 D/4 以内かつ 100 以内	全数測定		8-3-9-6

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第9編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第4節 ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (本体)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 [1]天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 [2]堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) [3]ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 [4]堤長は、天端中心線延長を測定。 3. [1]越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 [2]監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
第9編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第4節 ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (水叩)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 [1]天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 [2]長さは、各ジョイントごとに測定。 [3]幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4

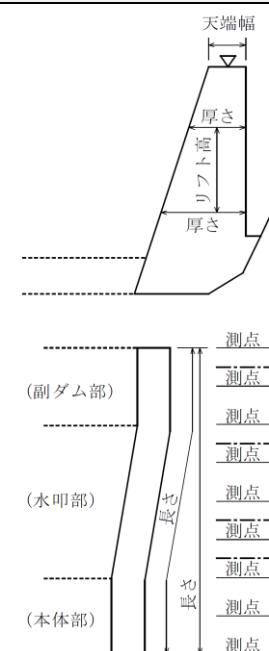
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第9編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第4節 ダムコンクリート工	コンクリートダム (副ダム)	天端高 ▽ ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	±20 ±30 ±50 -30、+50 ±40	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 [1]天端高は、各ジョイントごとに測定。 [2]堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) [3]ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 [4]堤長は、各測点ごとに測定。	<p>J : ジョイント</p>	9-1-4

出来形管理基準及び規格値

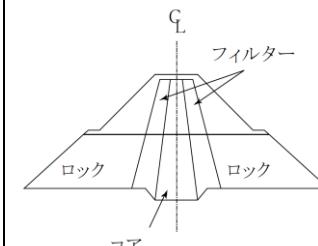
単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第9編 ダム編 第一章 コンクリートダム 第4節 ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (導流壁)	天端高 ▽ ジョイント間隔 リフト高 長さ 厚さ	±20 ±30 ±50 ±100 ±20	<p>1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 [1]天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 [2]リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 [3]長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。</p>	 <p>J : ジョイント</p>	9-1-4

出来形管理基準及び規格値

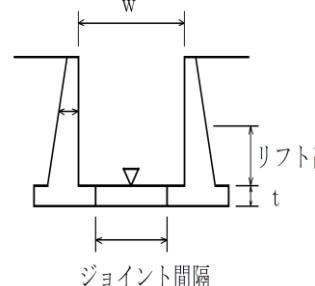
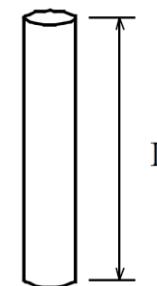
単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第9編 第2章 第4節 第5条	ダム編 フィルダム 盛立工 コアの盛立	コアの盛立	基準高 ▽ 外側境界線	設計値以上 -0、+500	各測点について 5 層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合	9-2-4-5
第9編 第2章 第4節 第6条	ダム編 フィルダム 盛立工 フィルターの盛立	フィルターの盛立	基準高 ▽ 外側境界線 盛立幅	-0 -0、+1000 -0、+1000	各測点について 5 層毎に測定。	9-2-4-6
第9編 第2章 第4節 第7条	ダム編 フィルダム 盛立工 ロックの盛立	ロックの盛立	基準高 ▽ 外側境界線	-100 -0、+2000	各測点について 盛立 5m 毎に測定。	9-2-4-7



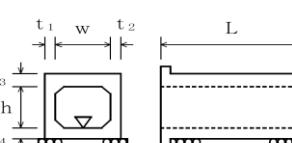
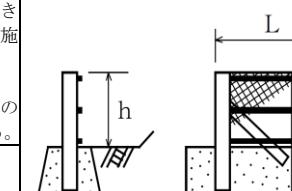
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第9編 ダム編 第2章 フィルダム	フィルダム (洪水吐)	基準高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
		ジョイント間隔	±30			
		厚さ t	±20			
		幅 w	±40			
		リフト高さ	±20			
		長さ L	±100			
第9編 ダム編 第3章 基礎グラウチング 第3節 ポーリング工	ポーリング工	深度 L	設計値以上	ポーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
		配置誤差	100			

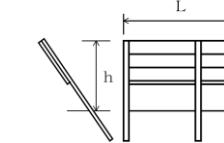
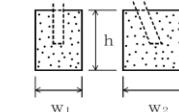
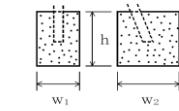
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第1章 道路改良 第3節 工場製作工 第2条 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工	部材 部材長 l(m)	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$	図面表示の寸法表示箇所で測定。		10-1-3-2
第10編 道路編 第1章 道路改良 第9節 カルバート工 第6条 場所打函渠工	場所打函渠工	基準高 ▽ 厚さ t ₁ ~t ₄ 幅 (内法) w 高さ h 延長 L	± 30 -20 -30 ± 30 -50 -100	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-9-6
第10編 道路編 第1章 道路改良 第11節 落石雪害防止工 第4条 落石防止網工	落石防止網工	幅 w 延長 L	-200 -200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		10-1-11-4
第10編 道路編 第1章 道路改良 第11節 落石雪害防止工 第5条 落石防護柵工	落石防護柵工	高さ h 延長 L	± 30 -200	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		10-1-11-5

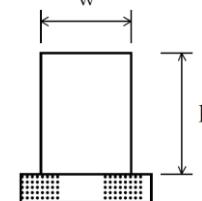
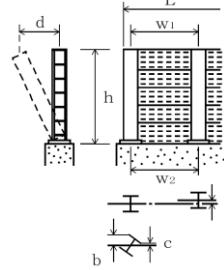
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第1章 道路改良 第11節 落石雪害防止工 第6条 防雪柵工	防雪柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	10-1-11-6
		延長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
	基礎	幅 w1, w2	-30	基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
第10編 道路編 第1章 道路改良 第11節 落石雪害防止工 第7条 雪崩予防柵工	雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	 	10-1-11-7
		延長 L	-200	1 施工箇所毎		
	基礎	幅 w1, w2	-30	基礎 1 基毎		
		高さ h	-30			
	アンカーラー長 1	打込み 1	-10%	全数		
		埋込み 1	-5%			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第10編 道路編 第1章 道路改良 第12節 遮音壁工 第4条 遮音壁基礎工	遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 1施工箇所毎		10-1-12-4	
		高さ h	-30				
		延長 L	-200				
第10編 道路編 第1章 道路改良 第12節 遮音壁工 第6条 遮音壁本体工	遮音壁本体工	支柱	間隔 w1, w2	±15	施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所	10-1-12-6	
			ずれ a	10			
			ねじれ b・c	5			
			倒れ d	$h \times 0.5\%$			
		高さ h	+30、-20	1施工箇所毎			
		延長 L	-20				

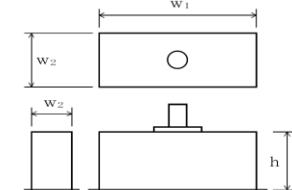
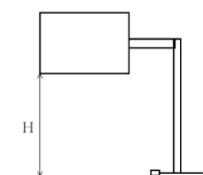
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値 (x)							
			中規模以上	小規模以下						
第10編 道路編 第2章 補装 第4節 補装工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高 ▽	±50	—	基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 每に 1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 每に 1ヶ所測定。 ※両端部 2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4			
		厚さ	t<15cm	-30						
			t≥15cm	-45						
		幅	-100							
第10編 道路編 第2章 補装 第4節 補装工	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 200m 每に 1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-4			
		幅	-25	—						

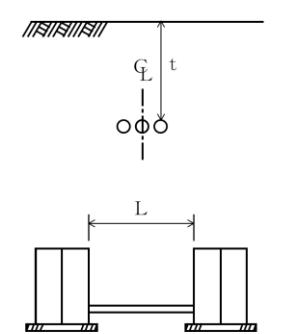
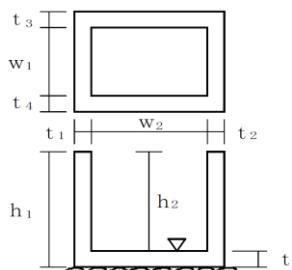
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第2章 補装 第5節 排水構造物工 第9条 排水性舗装用路肩排水工	排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
		延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
第10編 道路編 第2章 補装 第7節 踏掛版工 第4条 踏掛版工	(コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	基礎高 ▽	±20	1ヶ所/1踏掛け版		10-2-7-4
		各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛け版		
		各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛け版		
		各部の長さ	±20	全数		
		厚さ	—			
		中心のずれ	±20	全数		
		アンカー長	±20	全数		
第10編 道路編 第2章 補装 第9節 標識工 第4条 大型標識工	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w1, w2	-30	基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4
		高さ h	-30			
第10編 道路編 第2章 補装 第9節 標識工 第4条 大型標識工	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4

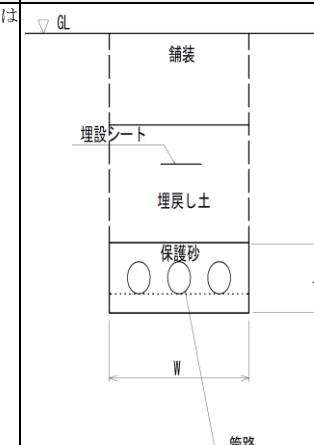
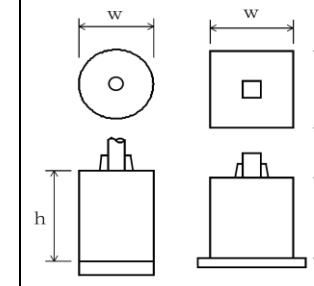
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第2章 補装 第12節 道路付属施設工 第5条 ケーブル配管工	ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部毎に1ヶ所	 <p>接続部 (地上機器部) 接続部 (地上機器部)</p>	10-2-12-5
		延長 L	-200	接続部毎で全数		
第10編 道路編 第2章 補装 第12節 道路付属施設工 第5条 ケーブル配管工	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	<p>1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合</p>		10-2-12-5
		※厚さ t1~t5	-20			
		※幅 w1, w2	-30			
		※高さ h1, h2	-30			

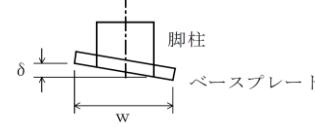
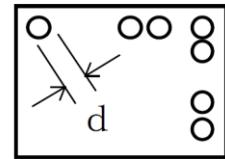
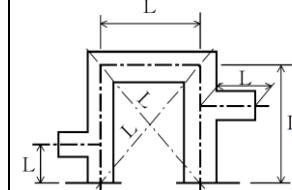
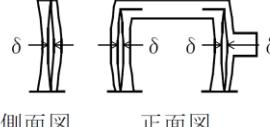
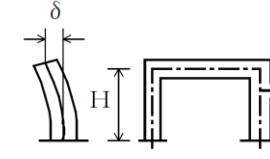
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第2章 補装 第12節 道路付属施設工 第5条 ケーブル配管工	ケーブル配管工 (保護砂)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所		3-2-4-1 一般事項 (碎石基礎工)に準拠
		厚さ t	-30			
		延長 L	-200			
第10編 道路編 第2章 補装 第12節 道路付属施設工 第6条 照明工	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6
		高さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第3節 工場製作工 第3条 鋼製橋脚製作工	鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	W/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
部材							
ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3		
	孔の径 d	0~5					
仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L(m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10m$ $\pm 10 \cdots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L-20)/10) \cdots 20m < L$	両端部及び片持ぱり部を測定。			10-3-3-3	
	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。		側面図 正面図	10-3-3-3	
	柱の鉛直度 δ (mm)	10 … H ≤ 10 H … H > 10	各柱及び片持ぱり部を測定。 H: 高さ (m)		側面図 正面図	10-3-3-3	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第6節 橋台工 第8条 橋台躯体工	橋台躯体工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-6-8
		厚さ t	-20			
		天端幅 w1 (橋軸方向)	-10			
		天端幅 w2 (橋軸方向)	-10			
		敷幅 w3 (橋軸方向)	-50			
		高さ h1	-50			
		胸壁の高さ h2	-30			
		天端長 l1	-50			
		敷長 l2	-50			
		胸壁間距離 l	±30			
		支間長及び 中心線の変位	±50			
		支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 平面位置 アンカーボルト孔の鉛直度	+10～-20 ±20 1/50 以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
						次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第6節 橋台工 第8条 橋台躯体工					<p>平面位置 (Top View): A rectangular area containing eight circular holes, each with a center point and a radius line. A legend indicates solid lines for '実際' (Actual) and dashed lines for '設計' (Design).</p> <p>断面図 (Cross-Section): A vertical U-shaped section with a central circular hole. A legend indicates solid lines for '実際' (Actual) and dashed lines for '設計' (Design).</p> <p>平面図 (Bottom View): A square area containing a single circular hole, with a legend indicating solid lines for '実際' (Actual) and dashed lines for '設計' (Design).</p>	10-3-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第7節 RC 橋脚工 第9条 橋脚躯体工	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
		厚さ t	-20			
		天端幅 w1 (橋軸方向)	-10			
		敷幅 w2 (橋軸方向)	-50			
		高さ h	-50			
		天端長 l1	-50			
		敷長 l2	-50			
		橋脚中心距離 l	±30			
		支間長及び 中心線の変位	±50			
		支承部アンカーボルトの箱抜き規格値				
		計画高	+10～-20			
		平面位置	±20			
		アンカーボルト孔 の鉛直度	1/50 以下			

次頁に続く

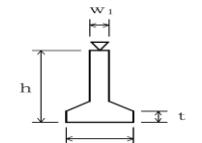
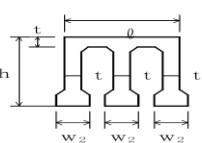
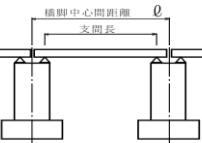
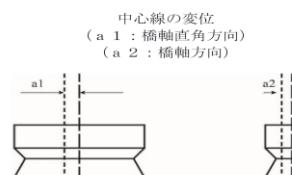
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第7節 RC 橋脚工 第9条 橋脚躯体工					<p>平面位置 (Top View): Shows a rectangular area with eight circular holes arranged in two rows of four. A legend indicates solid lines for Actual and dashed lines for Design.</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度 (Verticality of Anchorage Bolt Holes): Shows two cross-sectional views of a U-shaped foundation. A legend indicates solid lines for Actual and dashed lines for Design.</p>	10-3-7-9

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第7節 RC橋脚工 第9条 橋脚軸体工	橋脚軸体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	   	10-3-7-9
厚さ t		-20				
天端幅 w_1		-20				
敷幅 w_2		-20				
高さ h		-50				
長さ l		-20				
橋脚中心間距離 l		± 30				
支間長及び 中心線の変位		± 50				
計画高		+10~-20				
平面位置		± 20				
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下				

次頁に続く

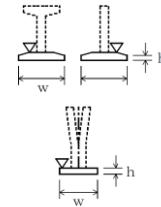
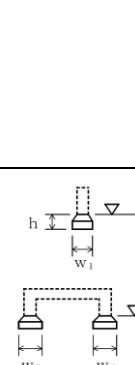
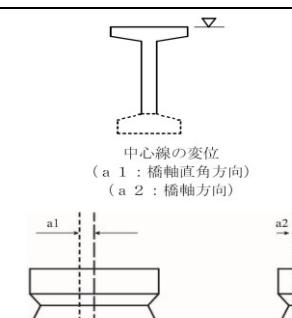
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第7節 RC 橋脚工 第9条 橋脚躯体工					<p>平面位置 (Plan View): A plan view of a rectangular area containing eight circular holes arranged in two rows of four. A leader line points to the top-left hole. A legend indicates solid lines for '実際' (Actual) and dashed lines for '設計' (Design).</p> <p>断面図 (Cross-Section): Two cross-sectional views labeled '平面図' (Plan View). The left one shows a U-shaped base with a vertical wall. The right one shows a rectangular base with a circular hole. A legend indicates solid lines for '実際' (Actual) and dashed lines for '設計' (Design).</p>	10-3-7-9

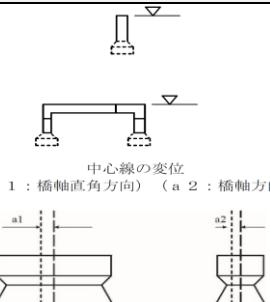
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第8節 鋼製橋脚工 第9条 橋脚フーチング工	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
		幅 w (橋軸方向)	-50			
		高さ h	-50			
		長さ l	-50			
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第8節 鋼製橋脚工 第9条 橋脚フーチング工	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
		幅 w1, w2	-50			
		高さ h	-50			
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第8節 鋼製橋脚工 第10条 橋脚架設工	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
		橋脚中心間距離 l	±30			
		支間長及び 中心線の変位	±50			

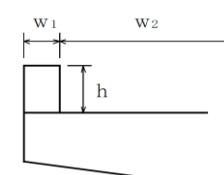
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第8節 鋼製橋脚工 第10条 橋脚架設工	橋脚架設工 (門型)	基準高 ▽ 橋脚中心間距離 1 支間長及び 中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向) 	10-3-8-10
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第8節 鋼製橋脚工 第11条 現場継手工	現場継手工	現場継手部のすき間 δ1、δ2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		10-3-8-11
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第3節 工場製作工 第9条 橋梁用高欄製作工	橋梁用高欄製作工	部材 部材長 l(m)	±3…1≤10 ±4…1>10	図面表示の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第5節 鋼橋架設工 第10条 支承工	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水平度 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差 可動支承の機能確認 注3)	±5 設計移動量以上 コンクリート 橋 ±5 ± (4+0.5× (B-2)) 1/100 5 温度変化に伴う移動量計算 値の1/2以上	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第5節 鋼橋架設工 第10条 支承工	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
		可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。		
		支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋 ±5 ± (4+0.5×(B-2))	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。		
		水平度 橋軸方向 橋軸直角方向	1/300	注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。		
		可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5	詳細は、道路橋支承便覧参照。		
		可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算 値の1/2以上			
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第8節 橋梁付属物工 第3条 落橋防止装置工	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
		アンカーボルト定着長	-20以内かつ -1D以内	全数測定 D: アンカーボルト径 (mm)		
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第8節 橋梁付属物工 第5条 地覆工	地覆工	地覆の幅 w1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
		地覆の高さ h	-10～+20			
		有効幅員 w2	0～+30			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第8節 橋梁付属物工 第6条 橋梁用防護柵工 第7条 橋梁用高欄	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄	天端幅 w1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
		地覆の幅 w2	-10～+20			
		高さ h1	-20～+30			
		高さ h2	-10～+20			
		有効幅員 w3	0～+30			
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第8節 橋梁付属物工 第8条 檢査路工	検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
		高さ	±4			
第10編 道路編 第5章 コンクリート橋上部 第6節 プレビーム桁橋工 第2条 プレビーム桁製作工	プレビーム桁製作工 (現場)	幅	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 l : スパン長		10-5-6-2
		高さ h	10 -5			
		桁長 l スパン長	L<15…±10 L≥15… ±(1-5)かつ -30mm以内			
		横方向最大タワミ	0.8l			

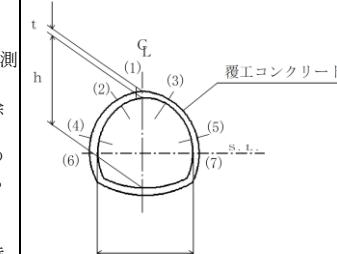
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第6章 トンネル（NATM） 第4節 支保工 第3条 吹付工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長 40m 毎に図に示す。 (1)～(7) 及び断面変化点の検測孔を測定。 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
第10編 道路編 第6章 トンネル（NATM） 第4節 支保工 第4条 ロックボルト工	ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長 40m 毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
角度	—					
削孔深さ	—					
孔径	—					
突出量	プレート下面から 10 cm 以内					

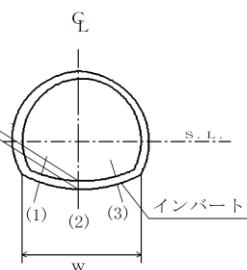
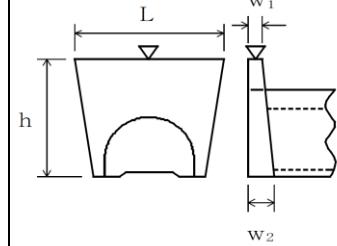
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第6章 トンネル（NATM） 第5節 覆工 第3条 覆工コンクリート工	覆工コンクリート工	基準高 ∇ (拱頂) 幅 w (全幅) 高さ h (内法) 厚さ t 延長 L	± 50 -50 -50 設計値以上 —	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40m に 1ヶ所、(2)～(3)は 100m に 1ヶ所の割合で行う。なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		10-6-5-3
第10編 道路編 第6章 トンネル（NATM） 第5節 覆工 第5条 床版コンクリート工	床版コンクリート工	幅 w 厚さ t	-50 -30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		10-6-5-5

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第6章 トンネル（NATM） 第6節 インバート工 第4条 インバート本体工	インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1)幅は、施工 40m につき 1ヶ所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ)コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
第10編 道路編 第6章 トンネル（NATM） 第8節 坑門工 第4条 坑門本体工	坑門本体工	基準高 ▽	± 50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		10-6-8-4
		幅 w_1, w_2	-30			
		高さ h	h<3m			
			h≥3m			
		延長 L	-200			

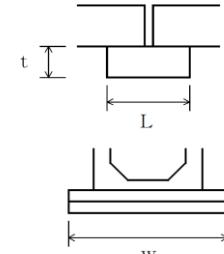
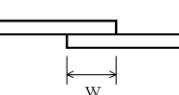
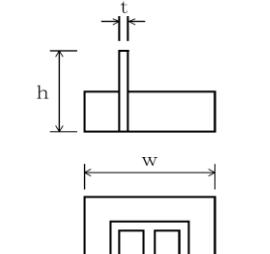
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第6章 トンネル (NATM) 第8節 坑門工 第5条 明り巻工	明り巻工	基準高 ∇ (拱頂)	± 50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 40mにつき 1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点[1]～[10]において、厚さの測定を行う。	<p>(アーチ部) (側壁部) (インバート部)</p> <p>① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩</p>	10-6-8-5
		幅 w (全幅)	-50			
		高さ h (内法)	-50			
		厚さ t	-20			
		延長 L	-			
第10編 道路編 第11章 共同溝 第6節 現場打構築工 第2条 現場打躯体工	現場打躯体工	基準高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	<p>L w t w t w t w t</p> <p>h h h h</p> <p>E1 E2 E3 E4</p>	10-11-6-2
		厚さ t	-20			
		内空幅 w	-30			
		内空高 h	± 30			
		ブロック長 L	-50			

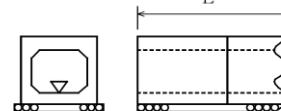
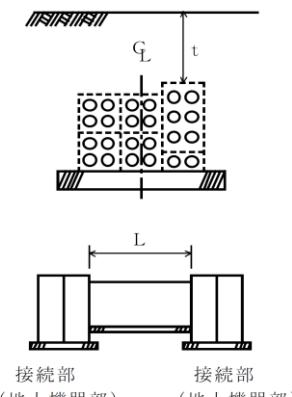
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第11章 共同溝 第6節 現場打構築工 第4条 カラー継手工	カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-4
		幅 w	-20			
		長さ L	-20			
第10編 道路編 第11章 共同溝 第6節 現場打構築工 第5条 防水工	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
第10編 道路編 第11章 共同溝 第6節 現場打構築工 第5条 防水工	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5
第10編 道路編 第11章 共同溝 第6節 現場打構築工 第5条 防水工	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-5
		幅 w	± 50			
		厚さ t	-20			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第11章 共同溝 第7節 プレキャスト構築工 第2条 プレキャスト構築工	プレキャスト構築工	基準高 ▽ 延長 L	±30 -200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長: 1施工箇所毎		10-11-7-2
第10編 道路編 第12章 電線共同溝 第5節 電線共同溝 第2条 管路工	管路工 (管路部)	埋設深 t 延長 L	0~+50 -200	接続部 (地上機器部) 間毎に 1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		10-12-5-2

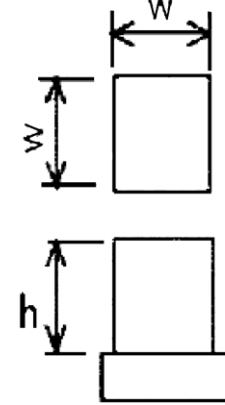
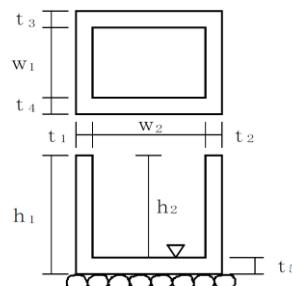
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第12章 電線共同溝 第5節 電線共同溝 第2条 管路工	管路工（管路部）	敷さ砂厚さ t	-10	接続部毎に1箇所。		3-2-6-10-1 透水性舗装工(路盤工)に準拠
		敷さ砂幅 w	設計値以上			
		保護砂厚さ t	-10			
第10編 道路編 第12章 電線共同溝 第5節 電線共同溝 第3条 プレキャストボックス工（特殊）	プレキャストボックス工（特殊）	基準高 ∇	± 30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
第10編 道路編 第12章 電線共同溝 第5節 電線共同溝 第3条 プレキャストボックス工（特殊）（沈下マンホール）	プレキャストボックス工（特殊）（沈下マンホール）	内空幅 w	-30	1箇所毎		10-12-6-2 ハンドホール工に準拠
		内空高さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第12章 電線共同溝 第5節 電線共同溝 第4条 現場打ちボックス工	現場打ちボックス工 (特殊部)	コンクリート高さ	-30	1箇所毎		3-2-3-6 小型標識工に準拠
		コンクリート幅	-30			
第10編 道路編 第12章 電線共同溝 第6節 付帯設備工 第2条 ハンドホール工	ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
		※厚さ t1~t5	-20			
		※幅 w1, w2	-30			
		※高さ h1, h2	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)	平均の測定値 (x̄)			
第10編 道路編 第14章 道路維持 第4節 補装工 第5条 切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-14-4-5
		厚さ t (オーバーレイ)	-9				
		幅 w	-25				
		延長 L	-100				
		平坦性	-	3mプロファイル メーター (δ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(δ) 1.75mm以下			
第10編 道路編 第14章 道路維持 第4節 補装工 第5条 切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差(切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
		厚さ t (オーバーレイ)	-9				
		幅 w	-25				
		延長 L	-100				
		平坦性	-	3mプロファイル メーター (δ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(δ) 1.75mm以下			
第10編 道路編 第14章 道路維持 第4節 補装工 第7条 路上再生工	路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
			幅 w	-50			
			延長 L	-100			

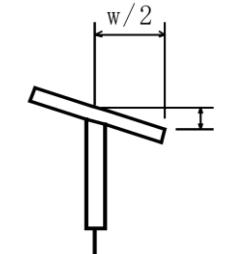
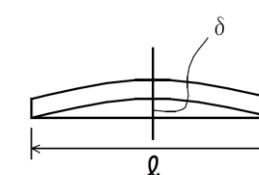
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第14章 道路維持 第22節 除草工 第2条 道路除草工	道路除草工	刈高 H	10cm 以下	1 箇所/1km 又は 1000m ²		土木共通仕様書 第6編河川編、第8章河川維持、第4節除草工6-8-4-2-3に準拠

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
				鋼桁等	トラス・アーチ等				
第10編 道路編 第16章 道路修繕 第3節 工場製作工 第4条 构補強材製作工	構補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	I型鋼桁	10-16-3-4		
				床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。				
				主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。				
フランジの直角度 δ (mm)		$w/200$					10-16-3-4		
圧縮材の曲がり δ (mm)		$1/1000$							
				主要部材全数を測定。 1:部材長 (mm)			10-16-3-4		

9. 品質管理基準及び規格値

(1) 目的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

(2) 品質管理基準及び規格値

目次

1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	223
2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	227
3. プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	227
4. プレキャストコンクリート製品 (その他)	228
5. ガス圧接	230
6. 既製杭工	231
7. 基礎工	232
8. 場所杭工	232
9. 既製杭工（中堀り杭工コンクリート打設方式）	232
10. 下層路盤	232
11. 上層路盤	235
12. アスファルト安定処理路盤	238
13. セメント安定処理路盤	238
14. アスファルト舗装	240
15. 転圧コンクリート	242
16. グースアスファルト舗装	245
17. 路床安定処理工	246
18. 表層安定処理工（表層混合処理）	247
19. 固結工	248
20. アンカー工	248
21. 補強土壁工	248
22. 吹付工	249
23. 現場吹付法棒工	252
24. 河川土工	255
25. 海岸土工	256
26. 砂防土工	256
27. 道路土工	257
28. 捨石工	258
29. コンクリートダム	259
30. 覆工コンクリート(NATM)	263
31. 吹付けコンクリート(NATM)	266
32. ロックボルト(NATM)	268
33. 路上再生路盤工	268
34. 路上表層再生工	269
35. 排水性舗装工・透水性舗装工	269
36. プラント再生舗装工	271
37. 工場製作工(鋼橋用鋼材)	272
38. ガス切断工	272
39. 溶接工	273
40. 中層混合処理	275
41. 鉄筋挿入工	275

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績表やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検査を実施する。空欄の項目については、必ず現場検査を実施する。

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料 必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度 : 2.5以上 細骨材の吸水率 : 3.5%以下 粗骨材の吸水率 : 3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材—第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材 : 10%以下 粗骨材 : 12%以下	砂、砂利 : 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石 : 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

(次頁に続く)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
I. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201		JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		セメントの化学分析	JIS R 5202		JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
		セメントの水和熱測定	JIS R 5203		JIS R 5210 (ポルトランドセメント)			○
		セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204		JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
	製造(プラント)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC		懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		回収水の場合: JIS A 5308附属書JC			塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○
		計量設備の計量精度			水: ±1%以内 セメント: ±1%以内骨材: ±3%以内混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合: ±1%以内) 混合剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2		コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(ランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-I 502-2013			コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下空気量差: 1%以下 ランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
(次頁に統く)		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125					

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合には、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(析、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
(次頁に統く)			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ を超える場合15kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の1台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計士20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計士15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合 : 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm スランプ2.5cm : 許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースの採取は、1回につき6個(△7…3個、○28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(△3)を追加で採取する。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112					
(次頁に続く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については自地間、その他の構造物については强度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヵ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヵ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。			

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	
2. ブレキヤストコンクリート製品(JIS I類)	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3. ブレキヤストコンクリート製品(JIS II類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
		施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4. ブレキヤストコンクリート製品(その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定(凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上		○
		(JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第一部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第二部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第三部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第四部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第五部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 碎石3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材5.0%以下 それ以外(砂利等)1.0%以下 細骨材 碎砂9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等)5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受けた場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下		1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石: 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。			○

(次頁に続く)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4. ブレキ ヤストコンクリート製品 (その他)	材料 (その他 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く) 施工	その他 (JISマーク表示されたレディーミキストコンクリート製品 (その他)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
		コンクリート用混和材 ・化学混和剤	コンクリート用混和材 ・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
			製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5. ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 [1]軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 [2]ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 [3]ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 [4]ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 [5]折れ曲がりの角度が2°以下。 [6]片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 [7]垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 [8]その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 [1]ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない [2]ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 [3]鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 [4]その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモルタル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 [1]軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 [2]ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 [3]ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 [4]ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 [5]折れ曲がりの角度が2°以下。 [6]片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 [7]垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 [8]その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 [1]ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない [2]ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 [3]鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 [4]その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに對してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・[1]は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・[2][3]は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・[4]は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・[5]は、再加熱して修正する。 ・[6][7]は、圧接部を切り取つて再圧接する。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取つて再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6. 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
		必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む））	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超える：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超える：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
	施工	必須	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周長とする。		
		必須	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
		その他	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とができる。	
		比重の測定による水セメント比の推定	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め） 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
		セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7. 基礎杭工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法（セメントミルク噴出搅拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
8. 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	
9. 既製杭工（中堀り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。	
10. 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（グラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生グラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		[1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		[1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
(次頁に続く)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10. 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
(次頁に統く)	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
10. 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m²を超える場合は、10,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 <p>(例) 3,001～10,000m² : 10孔 10,001m²以上の場合、10,000m²毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m²の場合： 6,000m²/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。</p>			
	その他	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-288			<ul style="list-style-type: none"> ・全幅、全区間で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 		
		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 			
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102						
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 6以下					
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による					
(次頁に続く)	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	修正CBR80%以上 アスファルトコンクリート再生 骨材含む場合90%以上 40°Cで行った場合80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で施工が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で施工が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> [1]施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11. 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正 CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上		<ul style="list-style-type: none"> MS : 粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 <p>[1] 施工面積で1,000m²以上 10,000m²未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 <p>[1] 施工面積で1,000m²以上 10,000m²未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 4以下		<ul style="list-style-type: none"> ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 <p>[1] 施工面積で1,000m²以上 10,000m²未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(次頁に続く)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11. 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの星色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	星色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下			○
		選択	鉄鋼スラグの一輪圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)		・MS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
(次頁に続く)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11. 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合： 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		

(次頁に統く)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11. 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	2.36mmふるい : ±15%以内	・中規模以上の工事 : 定期的または隨時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	75μmふるい : ±6%以内			
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215			1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 4以下		観察により異常が認められたとき。		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
12. アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
13. セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-102	下層路盤 : 一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤 : 一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事 : 施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	下層路盤 : 10%以上 上層路盤 : 20%以上	・中規模以上の工事 : 施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI : 9以下 上層路盤 塑性指数PI : 9以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	
(次頁に続く)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
13.セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75 μmフルイ)	JIS A 1102	75 μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5% 以上 歩道箇所：設計図書による 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合： 6,000m ² /1 ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
	材料 その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		観察により異常が認められたとき。		
		セメント量試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内		・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14. アスファルト舗装	材料 必須		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 <p>[1] 施工面積で1,000m²以上 10,000m²未満</p> <p>[2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
	その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 <p>[1] 施工面積で1,000m²以上 10,000m²未満</p> <p>[2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-78	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 <p>[1] 施工面積で1,000m²以上 10,000m²未満</p> <p>[2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○
(次頁に統く)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14. アスファルト舗装	材料 その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で施工が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4				○
		軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				○
		伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				○
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4				○
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4				○
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4				○
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1				○
		密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4				○
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4				○
		60°C粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4				○
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				○
プラント	必須	粒度（2.36mmフリイ）	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または臨時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で施工が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		粒度（75μmフリイ）	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	印字記録の場合：全数			○
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	または 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日			○
		温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時			○

(次頁に統合)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
14. アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96% 以上 X3 96.5% 以上 歩道箇所：設計図書による	<p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 (例) 3,001～10,000m² : 10孔 10,001m²以上の場合は、10,000m²毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m²の場合： 6,000m²/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合は（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。</p>	<p>・橋面舗装はコア採取しないで As合材量 (プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。</p>		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	110°C以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定				
			外観検査（混合物）	目視					
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回			
			コンシスティンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値 : 50秒				
15. 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案）※いすれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率 : 96%				
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率 : 97%				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			含水比は、品質管理試験としてコンシスティンシー試験がやむを得ずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。				
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22				
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。				
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。				
						工事開始前、材料の変更時			

(次頁に続く)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15. 転圧コンクリート <small>(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)</small>	材料 <small>(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)</small>	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 碎砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下 (ただし、碎砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)			○
		その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			○
		その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
		(次頁に続く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 下塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書JC		塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15. 転圧コンクリート （ブランクト） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混せ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2		コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
		連続ミキサの場合 土木学会規準 JSCE-I 502-2013			コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
		細骨材の表面水率 試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率 試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上		レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	必須	コンシスティンシー VC試験			修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
		マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-344		目標値の±1.5%			
		ランマー突き固め試験	※いすれか1方法					
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 [1]1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 [2]3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。			
		温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上			
		現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m ² に1回（横断方向に3ヶ所）			
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを探取して測定			

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16. ゲース アスファルト舗装	材料 必須	骨材のふるい分け 試験	骨材のふるい分け	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> [1]施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
	その他	粗骨材のすりへり試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> [1]施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
		針入度試験 軟化点試験 伸度試験 トルエン可溶分試験 引火点試験 蒸発質量変化率試験 密度試験	針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものとの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> [1]施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
			軟化点試験	JIS K 2207	58~68°C		○	
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25°C)		○	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	36~91%		○	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240°C以上		○	
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下		○	
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³		○	
			貫入試験40°C	舗装調査・試験法 便覧 [3]-402	貫入量 (40°C) 目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものとの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> [1]施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
			リュエル流動性試験40°C	舗装調査・試験法 便覧 [3]-407	3~20秒 (目標値)			○
			ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-79	破断ひずみ (-10°C、50mm/min) 8.0×10-3以上			○
(次頁に統く)	プラント	必須						

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16. ゲース アスファ ルト舗装	ブ ラ ン ト	必須	粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準 粒度	・中規模以上の工事：定期的または臨時。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○
		必須	粒度 (75μmフル イ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1) 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 2) 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日			○
	舗 設 現 場	温度測定 (アス ファルト・骨材・混 合物)	温度計による。	アスファルト：220°C以下石 粉：常温～150°C	随時			○
		温度測定 (初転圧 前)	温度計による。		随時		測定値の記録は、1日4回（午 前・午後各2回）	
		土の締固め試験 CBR試験	JIS A 1210 舗装調査・試験法 便覧 [4]- 227, [4]- 230	設計図書による。 設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			
17. 路床安 定処理工 程	材 料	必須	最大粒径≤53mm： ※右記試験方法 (3種類) のいづれかを実施する。	砂置換法 (JIS A 1214)	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
		必須	最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185突砂 法	または、「RI計器 を用いた盛土の締 固め管理要領 (案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理 単位」)に分割して管理単位ごと に管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基 準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工 面積が2,000m ² 以上の場合、その 施工面積を2管理単位以上に分割 するものとする。1管理単位あたり の測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m ² 未満：5点 ・ 500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・ 1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用 する。 ・ 左記の規格値を満たしていない 場合、規格値を著しく下回って いる点が存在した場合は、監督職 員との協議の上で、(再)転圧 を行うものとする。	
	施 工	必須	または、 「TS・GNSSを用い た盛土の締固め管 理要領」	施工範囲を小分割した管理プロ トコルの全てが規定回数だけ締め 固められたことを確認する。た だし、路肩から1m以内と締固め 機械が近寄れない構造物周辺は 除く。	施工範囲を小分割した管理プロ トコルの全てが規定回数だけ締め 固められたことを確認する。た だし、路肩から1m以内と締固め 機械が近寄れない構造物周辺は 除く。	1. 盛土を管理する単位(以下 「管理単位」)に分割して管理 単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床と も1日の1層当たりの施工面積は 1,500m ² を標準とする。また、1 日の施工面積が2,000 m ² 以上の 場合、その施工面積を2管理単位 以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場 合でも1管理単位を複数層にまた がらせることはないものとす る。 4. 土取り場の状況や土質状況が 変わった場合には、新規の管理単 位として取り扱うものとする。		
		必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実 施する。	・荷重車については、施工時に 用いた転圧機械と同等以上の締 固め効果を持つローラやトラッ ク等を用いるものとする。	
(次頁に続 <)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17. 路床安定処理工	施工その他	平板載荷試験	JIS A 1215			延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
		含水比試験	JIS A 1203			500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
		たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
18. 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
		現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185突砂法	設計図書による。		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、「TRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。		盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満 : 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満 : 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満 : 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締められれたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがれることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-288			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	
			含水比試験	JIS A 1203			ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	
		たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16 (ベンゲルマンビーム)					

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19. 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を探取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を探取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	[1]各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 [2]1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
20. アンカーワーク	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日		
			モルタルのフローアルティメット試験	JSCE-F 521-2018	10~18秒 Pロート(グランドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフローアルティメットとする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカーワーク設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカーワークに対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカーワーク設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカーワークに対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
	その他	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカーワーク設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
21. 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左			○
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧[4]-256突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般的な橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグララルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	

(次頁に続く)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21.補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行ふものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般的な橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体・路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせるとはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
22.吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	その他 ～JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く～	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下粗骨材の吸水率：3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
(次頁に続く)		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22. 吹付工 <small>(次頁に統合)</small>	材料 <small>(JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く)</small>	骨材中の粘土塊量の試験 <small>(JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く)</small>	骨材中の粘土塊量	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）		工事開始前、工事中1回/月以上		○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）				○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 下塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
	製造 <small>(プラント) (JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く)</small>	回収水の場合： JIS A 5308附属書JC		塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。		
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			
	その他 <small>(JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く)</small>	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外		○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		○
		連続ミキサの場合 土木学会規準JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22. 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</p>	
			スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23. 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
	材料	(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 JIS A 5005 (コンクリート用碎砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材—第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下粗骨材の吸水率：3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
(次頁に続く)			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23. 現場吹付法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合 : JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須試験	細骨材の表面水率	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験		JIS A 1125		1回/日以上		○
	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度	ミキサの練混せ性能試験	バッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
				連続ミキサの場合 : 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混せ量公称容量の場合 : コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率 : 10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率 : 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
(次頁に統く)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23. 現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2023	設計図書による	I回6本吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本。）とする。	<ul style="list-style-type: none"> 参考値：18N/mm²以上（材令28日） 小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 <p>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</p>	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 <p>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</p>	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 <p>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</p>	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24. 河川土工	材料	その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。			
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土(50%≤75μmふるい通過分)】飽和度Srが85% ≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていくも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土(50%≤75μmふるい通過分)】飽和度Srが85% ≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていくも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理プロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも 1管理単位を複数層にまたがれることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比の変化が認められたとき。		
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273			トライフィカビリティが悪いとき。		

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
25. 海岸土工	材料	その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方 法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方 法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。また は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、ま たは堤体延長20mに3回の割合の 内、測定頻度の高い方で実施す る 1回の試験につき3孔で測定し、3 孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていく も、規格値を著しく下回ってい る点が存在した場合は、監督職 員と協議の上で、(再) 転圧を行 うものとする。	
			または、 「RI計器を用いた 盛土の締固め管 理要領（案）」によ る。	I管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理 単位」)に分割して管理単位ごと に管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工 面積を基準とする。管理単位の 面積は1,500m ² を標準とし、1日 の施工面積が2,000m ² 以上の場 合、その施工面積を2管理単位以 上に分割するものとする。1管理 単位あたりの測定点数の目安を 以下に示す。 ・ 500m ² 未満 : 5点 ・ 500m ² 以上1000m ² 未満 : 10点 ・ 1000m ² 以上2000m ² 未満 : 15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用 する。 ・ 左記の規格値を満たしていく も、規格値を著しく下回ってい る点が存在した場合は、監督職 員と協議の上で、(再) 転圧を行 うものとする。		
			または、 「TS・GNSSを用い た盛土の締固め管 理要領」による	施工範囲を小分割した管理プロ トコルの全てが規定回数だけ締め 固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理 単位」)に分割して管理単位ごと に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場 合でも1管理単位を複数層にまた がらせることはしないものとす る。 3. 土取り場の状況や土質状況が 変わった場合には、新規の管理単 位として取り扱うものとする。			
			その他	土の含水比試験	JIS A 1203	含水比の変化が認められた時。		
			その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧 [1]-273	トライカビリティが悪いと き。		
	26. 砂防土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256突砂 法	最大乾燥密度の85%以上。また は設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または設 計図書による。	左記の規格値を満たしていく も、規格値を著しく下回ってい る点が存在した場合は、監督職 員と協議の上で、(再) 転圧を行 うものとする。	
			または、 「RI計器を用いた 盛土の締固め管 理要領（案）」によ る。	I管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理 単位」)に分割して管理単位ごと に管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工 面積を基準とする。管理単位の 面積は1,500m ² を標準とし、1日 の施工面積が2,000m ² 以上の場 合、その施工面積を2管理単位以 上に分割するものとする。1管理 単位あたりの測定点数の目安を 以下に示す。 ・ 500m ² 未満 : 5点 ・ 500m ² 以上1000m ² 未満 : 10点 ・ 1000m ² 以上2000m ² 未満 : 15点	・ 最大粒径<100mmの場合に適用 する。 ・ 左記の規格値を満たしていく も、規格値を著しく下回ってい る点が存在した場合は、監督職 員と協議の上で、(再) 転圧を行 うものとする。		
			または、 「TS・GNSSを用い た盛土の締固め管 理要領」による	施工範囲を小分割した管理プロ トコルの全てが規定回数だけ締め 固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理 単位」)に分割して管理単位ごと に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場 合でも1管理単位を複数層にまた がらせることはしないものとす る。 3. 土取り場の状況や土質状況が 変わった場合には、新規の管理単 位として取り扱うものとする。			

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27. 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩碎の場合は除く）。		
			CBR試験（路床）	JIS A 1211		ただし、法面、路肩部の土量は除く。 当初及び土質の変化した時。（材料が岩碎の場合は除く）		
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。		
		土粒子の密度試験	JIS A 1202					
		土の含水比試験	JIS A 1203					
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方 法と解説					
		土の圧密試験	JIS A 1217					
		土のせん断試験	地盤材料試験の方 法と解説					
		土の透水試験	JIS A 1218					
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256突砂 法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが35%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
(次頁に統 <)			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27. 道路土工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせるとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm ³ ～2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5g/cm ³ ～2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。ただし、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29. コンクリートダム <small>(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)</small>	<small>材料</small> <small>(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)</small>	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書「ダムコンクリート編による。」	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材—第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・碎砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		同上	その他の試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		(次頁に続く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○

土木工事施工管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29. コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量 : 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量 : 1g/L以下 下塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量 : 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ 微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混せ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混せ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率 : 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率 : 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
		連続ミキサの場合	土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下空気量差 : 1%以下 スランプ差 : 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○

(次頁に続く)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29.コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合には、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</p>	
(次頁に続く)			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ を超える場合、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計士20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込みますに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計士15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29. コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、涵門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。 なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
その他		コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による		1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123			1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113			1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106			1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

土木工事施工管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30. 覆工コンクリート(NATM) <small>(JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く)</small>	材料 必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材—第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○

(次頁に続
<)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30. 覆エコンクリート(NATM)	同上	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 下塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		その他	回収水の場合: JIS A 5308附属書JC		塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造(プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く)	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内骨材 ±3%以内混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2		コンクリートの練混ぜ量 公称容積の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111		設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125			1回/日以上		○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位コンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m3内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計士20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込みず間に、待ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計士15kg/m3になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。 再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は 175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30. 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は 175kg/m ³ 、40mmの場合には165kg/m ³ を基本とする。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112					
	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヵ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度				
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31. 吹付けコンクリート(NATM)	材料 その他 （JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆エコンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下粗骨材：0.25%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上			○
	材料 その他 （JISマーク表示されたレディーミックスコンクリートを使用する場合は除く）		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 下塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書JC		塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
(次頁に続く)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31. 吹付けコンクリート(NATM)	製造(ブランクト)(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内骨材：±3%以内混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチャミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材齡7日, 28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャビングを行う。1回に6本(ø7×3本, ø28×3本,)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
32. ロックボルト(NATM)	材料 その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。			○
		モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			
		モルタルのフローアンダ試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要な都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			
	施工 必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。			
		修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの		
		土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.9 路上で破碎した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時			
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下				
	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)				○
	施工 必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A 1214)	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工あたり3,000m ² 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工あたり3孔以上で測定する。			
(次頁に続く)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33. 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-135				
			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日		
34. 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16				
			新規アスファルト舗装混合物	「アスファルト舗装」に準じる。				
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m²を超える場合は、10,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000、2 : 10孔 10,001m²以上の場合は、10,000m²毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m²の場合： 6,000m²/1ロット毎に10孔、合計20孔なお、1工事あたり3,000m²以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110°C以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」	-0.7cm以内	1,000m ² 毎	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（2.36mmフリイ）	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内			
			粒度（75μmフリイ）	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			
35. 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満（コンクリートでは400m³以上、1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ③アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉碎、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
			(次頁に続く)					

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35. 排水性舗装工・透水性舗装工	材料 その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○ ○ ○ ○ ○
		フィラーのフローアンダーフラット試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下				○
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下				
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉碎、製鋼スラグ(SS)：30%以下				
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下				
	軟化点試験 伸度試験 引火点試験 薄膜加熱質量変化率 薄膜加熱針入度残留率 タフネス・テナントイ試験 密度試験	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上				
		軟化点試験	JIS K 2207	30.0°C以上		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○ ○
		伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15°C)				
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260°C以上				○
		薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下				○
	ブランクト 必須	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上				○
		タフネス・テナントイ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m				○
		密度試験	JIS K 2207					○
		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度		・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○ ○
(次頁に統合)	粒度(75μmフルイ) アスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度		・中規模以上の工事：定期的または随時。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 i) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○ ○ ○
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内		・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		○
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時			○
		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。		設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44				アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18				アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
		カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110				アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35. 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-154	X10 1,000mL/15sec 以上 X10 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m ² ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96% 以上 X3 96.5% 以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合： 6,000m ² /1 ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			外観検査（混合物）	目視		随時		
			再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
36. ブラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度 試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm) 以上 (25°C)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60°C以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト 混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
			粒度 (2.36mmフルイ) 粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい : ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm : ±15%以内印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。 75 μmふるい : ±5%以内 再アス処理の場合、75 μm : ±6%以内印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合 : 1～2回/日 ・中規模以上の工事 : 定期的または随時。 ・小規模以下の工事 : 異常が認められるとき。 印字記録の場合 : 全数		○
(次頁に統合)	ブラント	必須	再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量 : ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量 : ± 1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表- 2.9.5による。			○
			水浸ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-44			耐流動性の確認	○

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
36. ブラント再生舗装工	ブラント再生舗装工 舗設現場	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			耐磨耗性の確認	○
		必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96% 以上 X3 96.5% 以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5% 以上 X3 96.5% 以上	<p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1工事あたり3,000m² : 10孔 10,001m²以上の場合、10,000m²毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m²の場合： 6,000m²/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。</p>		
		必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認				○
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる		試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査（付属部材）	目視及び計測				
		必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下 (ただし、切削による場合は 50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度 ペベル精度 真直度	目視 計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39. 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がプローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○
		非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左		試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならぬ。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
(次頁に続く)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39. 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	<p>試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。 	<p>放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合にはJIS Z 3060による。</p>	<p>・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。</p> <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○
		外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	<p>検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる</p>	<p>磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行なう者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験—技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならぬ。</p>		
		外観形状検査(ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	<p>断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。</p> <p>ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。</p>	<p>検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。</p>			
		外観形状検査(ビード表面の凹凸)						
		外観形状検査(アンダーカット)		<p>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査の規定による。</p>				
		外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	<p>検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。</p>			
		外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	<p>すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。</p>	<p>検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。</p>			
		外観形状検査(余盛高さ)		<p>設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。</p> <p>ビード幅(B[mm]) 余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B</p>				
(次頁に続 <)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39. 溶接工	施工	必須	外観形状検査(アーツスタッフ)		<ul style="list-style-type: none"> ・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していかなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッフドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。 			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となつたスタッフドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッフドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・余盛が包囲していないスタッフドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。 	
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211				
			土の強熱減量試験	JGS 0221		有機質土の場合は必要に応じて実施する		
		施工	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレン反応試験による均質性の目視確認	<p>1,000m3~4,000m3につき1回の割合で行う。</p> <p>試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレン反応試験により均質性を目視確認する。</p> <p>現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。</p>	<p>1. 実施頻度は、監督職員との協議による。</p> <p>2. ボーリング等により供試体を採取する。</p>	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	[1]の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 [2]1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	[1]1,000m3~4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	
41. 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		施工	引抜き試験(受入れ試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。 		
		その他	引抜き試験(適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。 		

10. [参考資料]

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

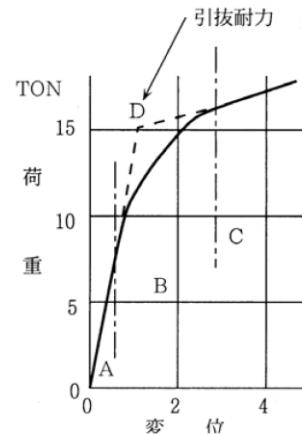


図-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は ISRM の提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No. 2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

- (イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。
- (ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

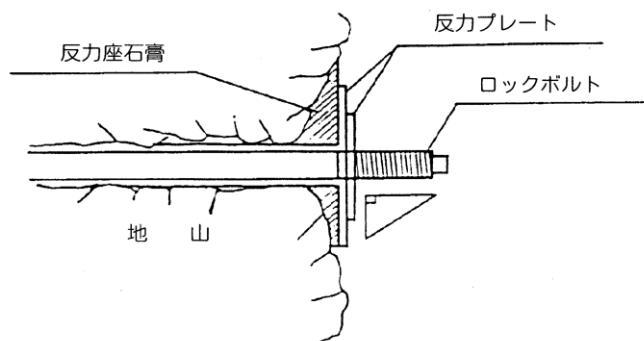


図-2 反力座の設置

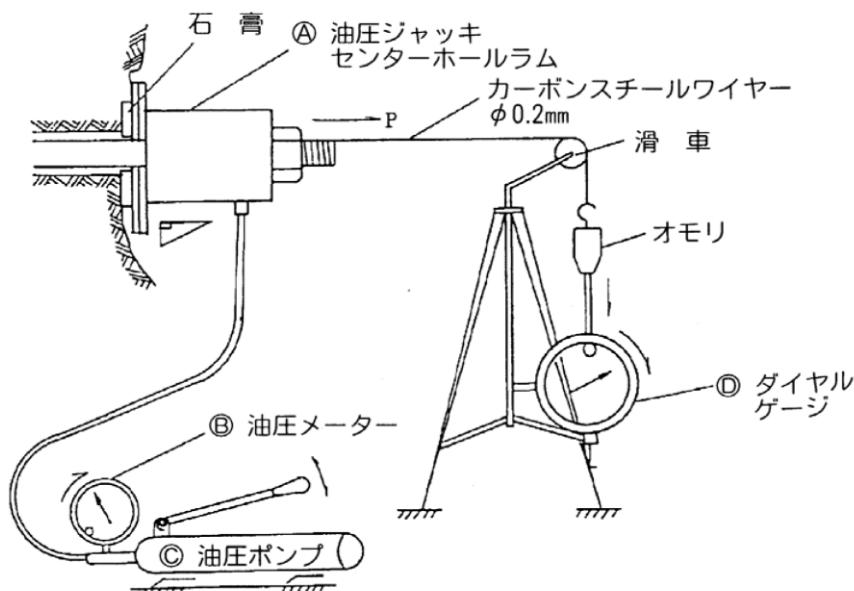


図-3 引抜試験概要図